

甲 第 213 号 議 案

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の制定について

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を次の
ように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限

度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険高額療養費貸付又は国民健康保険出産育児一時金貸付に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	岡山市心身障害者医療費給付条例（昭和47年市条例第49号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例（昭和52年市条例第50号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき、生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所給付費，高額障害児入所給付費又は特定障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき、生活保護に準じた

		取扱いによって実施されている外国人に対する措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」

		<p>という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
7 市長	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
8 市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による措置(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。以下同じ。)に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>

		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		るもの
10 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	国民健康保険法による国民健康保険高額療養費貸付又は国民健康保険出産育児一時金貸付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	で定めるもの	
16 市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則で定

		めるもの
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 1 市長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 2 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

23 市長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援又は障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援又は障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）

		という。) であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	岡山市心身障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
28 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき、生活保護に準じた取扱いによって	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は措置に関する情報であって規則で定める

実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	もの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規	

	則で定めるもの
	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 214 号 議 案

岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市財産条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市財産条例の一部を改正する条例

岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず，入札により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は当該入札の落札金額とし，提案内容に使用料の額を含む企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め，その内容について審査を行う方式をいう。）により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は最適な者として特定した者の提案した金額とする。この場合において，使用料の額は，別表第1及び別表第2に定める額を下回ってはならないものとする。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた落札決定又は企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め，その内容について審査を行う方式をいう。）による最適な者の特定により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額については，なお従前の例による。

提案理由

行政財産の目的外使用について，入札により使用を許可する場合等の使用料の額を定めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 215 号 議 案

岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例等の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第1条 岡山市市税条例(昭和25年市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条の2から第9条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第6条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第3項に規定する徴収の猶予(以下この章において「徴収の猶予」という。)又は同条第5項に規定する徴収の猶予期間の延長(以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る金額をその期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更すること

ができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限、各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限、各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第6条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額、所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- （職権による換価の猶予の手続等）
- 第6条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予期間の延長に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第6条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予期間の延長に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第6条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第6条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第6条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第7条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合

(2) 猶予期間が3月以内である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第7条の2 削除

第7条の3 削除

第7条の4 削除

第7条の5 削除

第7条の6 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第26条の2第7項中「寮等の所在」の次に「，法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第31条第2項中第2号を第3号とし，第1号を第2号とし，同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称，住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第39条の2第1項第1号中「及び氏名」を「，氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定

する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第39条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第50条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名」を「, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第52条第1項第1号及び第52条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第67条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地, 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第68条第2項第1号中「及び住所」を「, 住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第113条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「, 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第120条第1号中「, 及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地,

氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）

又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第9条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号及び第5項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

（岡山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第1条中岡山市市税条例第15条の改正規定を次のように改める。

第15条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。））」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、」に改める。

（岡山市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 岡山市市税条例の一部を改正する条例（平成27年市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（都市計画税に関する経過措置）

24 新条例附則第9条の2の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市市税条例第26条の2第7項、第31条第2項各号、第39条の2第1項第1号、第39条の3第1項第1号及び第2項第1号、第50条第2項第1号、第52条第1項第1号、第52条の2第1項第1号、第67条第2項第2号、第68条第2項第1号、第113条第2項第1号並びに第120条第1号の改正規定並びに附則第9条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号及び第5項第1号の改正規定並びに附則第6項、第7項及び第9項から第12項までの規定
平成28年1月1日

(2) 第1条中岡山市市税条例第6条の2から第9条まで及び第10条の改正規程並びに次項から附則第4項までの規定
平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）第6条の2、第6条の3及び第7条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第6条の4及び第7条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第6条の5及び第7条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に28年新法第15条の6第1項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第31条第2項第1号の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 7 新条例第26条の2第7項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第26条の2第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の岡山市市税条例（以下「旧条例」という。）第26条の2第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 新条例第39条の2第1項第1号、第39条の3第1項第1号及び第2項第1号、第50条第2項第1号、第52条第1項第1号並びに第52条の2第1項第1号並びに附則第9条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号及び第5項第1号の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第39条の2第1項並びに第39条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第50条第2項に規定する申請書又は新条例第52条第1項及び第52条の2第1項並びに附則第9条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第39条の2第1項並びに第39条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第50条第2項に規定する申請書又は旧条例第52条第1項及び第52条の2第1項並びに附則第9条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 10 新条例第67条第2項第2号及び第68条第2項第1号の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第67条第2項並びに第68条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第67条第2項

並びに第 68 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

1 1 新条例第 113 条第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 113 条第 2 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 113 条第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

1 2 新条例第 120 条の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 120 条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第 120 条の規定による申告については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、徴収猶予に係る規定の見直しその他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 216 号 議 案

岡山市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について

岡山市消費生活センターの組織及び運営に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消費生活センターの組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置く。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 217 号 議 案

岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条に規定するスポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法について定めるものとする。

(報酬額)

第2条 推進委員の報酬額は、年額36,400円とする。

(費用弁償)

第3条 推進委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額については特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）別表第3の規定を準用し、航空賃については旅客運賃による。

(支給方法)

第4条 報酬は、3月末日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、支給日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当

たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日に繰り上げて支給することができるものとし、年度の中途において退職、失職又は死亡したときは、その都度支給することができる。

3 報酬は、推進委員から申出があつた場合には、口座振込の方法により支払うことができる。

4 推進委員が年度の中途において就任又は退職、失職若しくは死亡したときの報酬額は、月割計算による。

5 推進委員がその年度を通じて勤務日数が1日もないときは、当年度の報酬は支給しない。

6 旅費の支給方法については、岡山市職員等の旅費に関する条例（昭和36年市条例第9号。市内旅費の規定を除く。）の例による。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この条例の施行の日前に、改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて推進委員に対して支給された報酬は、その支給する権限を遡って市長に付与するとともに、この条例の規定に基づいて支給された報酬とみなす。

3 前項の場合において、改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて推進委員に対して支給された報酬額が、この条例の規定に基づいて算出した報酬額と異なる場合においても、調整しないものとする。

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 スポーツ推進委員の項を削る。

提案理由

スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 218 号 議 案

岡山市協働のまちづくり条例の制定について

岡山市協働のまちづくり条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市協働のまちづくり条例

岡山市協働のまちづくり条例（平成12年市条例第97号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「協働」とは、同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。

2 この条例において「多様な主体」とは、住民自治組織（町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の市民活動団体、事業者（営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。以下同じ。）、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）等地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。

3 この条例において「地域の社会課題解決に関する取組」とは、地域の社会課題を解決するための取組をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 宗教、政治又は営利を主たる目的とする活動

(2) 暴力団（岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいい、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある活動

（多様な主体の役割）

第3条 多様な主体は、地域づくりの当事者であり、それぞれが地域の社会課題解決に取り組む主体であることへの理解を深め、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うよう努めるものとする。

（協働の基本原則）

第4条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

(1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。

(2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。

(3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。

(4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。

(5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

（市の役割）

第5条 市は、第3条に規定する多様な主体としての役割を担うとともに、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を促進するための環境整備に努めるものとする。

（協働推進施策）

第6条 市は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化を進めること。

(2) 教育機関、行政機関等と連携し、地域の社会課題解決に関する取組を担う人材の育成に取り組むこと。

- (3) 協働の担い手となる団体の育成及びその取組の基盤強化を支援すること。
- (4) 地域の社会課題及び活用可能な地域の資源に関する情報を多様な主体が共有する機会を提供すること。
- (5) 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報を提供すること。
- (6) 多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場を提供すること。
- (7) 多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組を表彰すること。
- (8) その他協働を推進するために必要があると認めること。

(モデルとなる事業の指定及び支援措置)

第7条 市長は、前条各号に規定する施策のほか、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定することができる。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による事業の指定を受けた者に対し、市が有する土地、施設等は無償で貸し付け、それらの使用料を減額又は免除する等の支援措置を講ずることができる。
- 4 第1項の規定による指定及び前項の規定による支援措置は、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て行うものとする。
- 5 第1項の規定による指定を受けた者は、当該事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するとともに、支援が行われている間、毎年度その者の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。
- 6 市長は、第1項の規定による指定を受けた事業が同項のモデルとなる事業に適合しなくなったと認めるときは、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て同項の規定による指定及び第3項の規定による支援措置を取り消すことができる。

(コーディネート機関)

第8条 市は、多様な主体をつなぎ協働を推進するため、コーディネート機関を設置するものとする。

- 2 コーディネート機関は、前2条に規定する施策に関連する事業を行うものとする。

(施策の見直し)

第9条 市は、あらゆる施策の立案の際には、多様な主体による協働の実行可能性についての検討に努め、多様な主体による協働の実行後は、その効果の検証に努めるものとする。

(市に対する提案)

第10条 多様な主体（市を除く。）は、市に対して地域の社会課題を解決するための提案等を行うことができる。

2 市は、前項の提案等を受け、第8条に規定するコーディネート機関と連携しながら多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組へつなげることに努めるものとする。

(市の推進体制)

第11条 市は、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を推進するため、関係部局による市民協働推進本部を設置するとともに、関係各課等に協働推進員を配置するものとする。

(協働フォーラム等の開催)

第12条 市は、協働による地域の社会課題解決に関する取組及びそれを促進するための環境整備について多様な主体が議論を行う場として、協働フォーラム等を開催するものとする。

(啓発)

第13条 市は、この条例及びそれに伴う施策についての啓発に努めるものとする。

(推進計画)

第14条 市は、多様な主体による協働を推進するために、推進計画を策定するものとする。

2 市は、推進計画の定期的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

(岡山市協働推進委員会の設置)

第15条 多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第14条に規定する推進計画の策定及び実施状況の評価に関すること。
- (2) 第6条第7号の規定による優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰に関すること。
- (3) 第7条第1項の規定によるモデルとなる事業の指定及び同条第3項の規定による支援措置に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第17条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民自治組織に属する者
- (2) NPO法人その他の市民活動団体に属する者
- (3) 事業者
- (4) 学校関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第8条第1項の規定により指定されている事業は、改正後の第7条第1項の規定により指定された事業とみなす。

提案理由

多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を促進するに当たり、多様な主体の役割、推進施策、推進体制等を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 219 号 議 案

岡山市立勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市立勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

岡山市立勤労青少年ホーム条例（昭和46年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）の規定に基づき、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 220 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 3 岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例を廃止する条例（平成27年市条例第26号）による廃止前の岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例（昭和62年市条例第11号）第5条の規定により徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃止された岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例に基づく使用料の徴収等を行うため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 221 号 議 案

岡山市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市風致地区条例の一部を改正する条例

岡山市風致地区条例（平成21年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 国立研究開発法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

独立行政法人森林総合研究所法及び独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 222 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3無料自転車等駐車場の表建部駅前自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

田益バス停自転車等駐車場	岡山市北区田益
--------------	---------

別表第2下石井高架下自転車等駐車場及び岡山駅西口第2自転車等駐車場の項中「及び岡山駅西口第2自転車等駐車場」を「，岡山駅西口第2自転車等駐車場及び万富駅前自転車等駐車場」に改め，同表中山下一丁目自転車等駐車場及び万富駅前自転車等駐車場の項中「及び万富駅前自転車等駐車場」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，別表第2の改正規定は，規則で定める日から施行する。

提案理由

田益バス停自転車等駐車場を設置する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 223 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表に次のように加える。

福富西公園	岡山市南区福富西一丁目
-------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福富西公園を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 224 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 飽浦遊園地の項を削り、同表大閣ヶ丘遊園地の項中「大閣ヶ丘遊園地」を「太閣ヶ丘遊園地」に改め、同表大閣ヶ丘第2遊園地の項中「大閣ヶ丘第2遊園地」を「太閣ヶ丘第2遊園地」に改め、同表に次のように加える。

植松第2遊園地	岡山市南区植松
西大寺中野第6遊園地	岡山市東区西大寺中野
中川第5遊園地	岡山市東区中川町
吉備津駅北遊園地	岡山市北区吉備津
東畦第16遊園地	岡山市南区東畦
浦安本町第6遊園地	岡山市南区浦安本町
瀬戸下第3遊園地	岡山市東区瀬戸町下
平井二丁目第1遊園地	岡山市中区平井二丁目
福田第5遊園地	岡山市南区福田
四御神第12遊園地	岡山市中区四御神
瀬戸下第4遊園地	岡山市東区瀬戸町下
中撫川第5遊園地	岡山市北区中撫川
今保第10遊園地	岡山市北区今保

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

植松第2遊園地ほか12遊園地を設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 225 号 議 案

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山市道路占用料徴収条例（昭和28年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第73条第2項により」を「，第39条の2第5項及び第73条第2項の規定に基づき」に改め，「市が」及び「を受けた者」を削り，「が成立した者から徴収する」を「の成立に係る」に，「及び延滞金の額並びにそれらの徴収方法」を「の額及び徴収方法，占用料の額の最低額の下限の額並びに延滞金」に改める。

第2条本文を次のように改める。

占用料の額は，別表により算定して得た額とする。

第5条を次のように改める。

（徴収方法）

第5条 占用料は，道路の占有を許可したとき又は占有の協議が成立したときに徴収する。

ただし，1年以上にわたる占有については，年度ごとに徴収するものとする。

第11条を第12条とし，第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ，第5条の次に次の1条を加える。

（占用料の額の最低額）

第6条 法第39条の2第5項の条例で定める額については，第2条本文，第3条第4号から第7号まで及び第4条の規定を準用する。この場合において，第3条第7号中「法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし，又は法第35条の規定により協議が成立した場合にあつては当該許可をし，又は当該協議が成立した占有の期間とし，

電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した場合にあつては、当該許可をし、又は当該協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）」とあるのは「法第39条の2第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間」と、第4条中「占用料を減免することができる」とあるのは「第6条において準用する第2条本文に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定めることができる」と、同条第5号中「占用料を減免する」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

道路占有者の選定に入札制度を導入するに当たり、入札時における占用料の額の最低額について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 226 号 議 案

岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例の制定について

岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 基本的施策（第6条－第13条）

第3章 実施体制等（第14条・第15条）

第4章 岡山市空家等対策協議会（第16条－第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）を円滑かつ公平に運用し、及び本市における空家等の適切な管理を促進するために必要な事項を定めることにより、法と一体的な運用を図り、もって法第1条の趣旨を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例に特段の定めのない限り、法において使用する用語の例による。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者等は、法第3条の規定により、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法第4条の規定により、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

(市民等による情報の提供)

第5条 市民等(市内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は滞在する者をいう。)は、空家等が特定空家等であると疑うに足りる事実があるときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

第2章 基本的施策

(空家等対策計画)

第6条 市は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定により、岡山市空家等対策計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第7条 市は、法第11条の規定により、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第9条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第8条 市は、法第12条の規定により、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第9条 市は、法第13条の規定により、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(特定空家等の認定基準)

第10条 市長は、法第2条第2項の特定空家等と認めるに当たっての基準（以下「認定基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、認定基準を定め、又はこれを改訂したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定空家等に対する措置)

第11条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条の規定により特定空家等に対する措置を講ずるに際しては、当該特定空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。

2 法第14条第2項及び第3項に規定する相当の猶予期限は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び措置の実施に要する期間を合計した期間を標準とする。

(応急措置)

第12条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(財政上の措置)

第13条 市は、空家等に関する対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 実施体制等

(市内体制の整備)

第14条 市は、空家等に関する施策を実施するために必要な市内体制を整備しなければならない。

(関係行政機関等との連携)

第15条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、関係行政機関、住民自治組織等に対し、特定空家等の所在地及び特定空家等の物的状態の内容に関する

情報を提供し、当該物的状態を解消するために必要な協力を要請することができる。

第4章 岡山市空家等対策協議会

(協議会の設置)

第16条 法第7条第1項の規定により、岡山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第17条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等対策の推進に関すること。

(組織)

第18条 協議会は、市長及び委員10人以内（以下「委員等」という。）をもって組織する。

(委員等)

第19条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 住民自治組織の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第20条 会長は、市長とする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員等の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、本市における空家等の適切な管理の促進に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 272 号 議 案

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例(昭和27年市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の基準並びに第28条第3項」を「及び降給の基準並びに法第28条第3項」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(降給の効果及び事由)

第2条の2 職員の意に反する降給は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。)とする。

2 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降給するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降給させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合にお

いて、その職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を欠くと認められる場合

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

第3条の見出し中「及び休職の手続き」を「、休職及び降給の手続」に改め、同条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「休職する場合」の次に「又は前条第2項第1号イの規定に該当するものとして職員を降給する場合」を加え、同条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「休職」の次に「又は降給」を加える。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「2等級」を「課長級」に改める。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 証人等の実費弁償に関する条例（昭和33年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「特1等級」を「局長級」に改める。

(岡山市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 岡山市職員等の旅費に関する条例（昭和36年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「採用された職員」の次に「のうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となつたものその他任命権者が認める者」を、「命ぜられた職員」の次に「のうち、市町村にわたつて転勤を命ぜられたものその他任命権者が認める者」を加え、同条第2項中「何等級」を「何級」に、「当該等級」を「当該職制上の段階」に改める。

第11条中「職務の等級」を「職制上の段階」に改める。

別表第1中「特1等級」を「局長級」に改める。

別表第2中「特1等級及び1等級」を「局長級及び審議監・次長級」に、「2等級及び3等級」を「課長級及び課長補佐級」に、「4等級」を「係長級」に改める。

(岡山市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 岡山市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（昭和55年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特1等級」を「局長級」に改める。

(岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第6条 岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(岡山市消防団員の定員、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 岡山市消防団員の定員、給与、服務等に関する条例（昭和39年市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1等級」を「審議監・次長級」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第6条中「職務の等級，」を削る。

第11条第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第16条中「職務の等級，」を削る。

(岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「採用試験」を「人事評価」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

(岡山市立高等学校教育職員の給与，退職手当，勤務時間その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正)

第10条 岡山市立高等学校教育職員の給与，退職手当，勤務時間その他の勤務条件の特例に関する条例（平成21年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした又はすべき職員の意に反する降任を伴わない降格（職員の意に反して，当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）の処分，手続その他の行為は，第1条の規定による改正後の岡山市職員の分限に関する基準，手続及び効果に関する条例第2条の2及び第3条の規定によってした又はすべき降給の処分，手続その他の行為とみなす。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い，所要の措置を講ずる等のため，関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 273 号 議 案

岡山市職員の退職管理に関する条例の制定について

岡山市職員の退職管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第38条の2第8項及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていたものは、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いて

いる職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。以下「管理監督職員」という。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

- 2 離職後2年以内に前項の規定により届け出た事項に変更があった場合は、管理監督職員は、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

（再就職情報の公表）

第4条 前条の規定による届出を受けた任命権者（市長を除く。）は、速やかに、当該届出に係る事項を市長に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による届出又は前項の規定による通知のあったものについては、その氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 279 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年12月16日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号に次のように加える。

ウ 保育幼児教育職給料表

第6条の2第2項中「100分の18」を「100分の18.5」に、「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

第6条の4第1項第1号中「307,000円」を「307,800円」に改め、同項第2号中「50,300円」を「50,500円」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,500	223,500	261,500	288,500	319,400	363,200	409,600	462,000
	2	138,700	225,400	263,600	290,800	321,700	365,800	412,100	465,100
	3	140,000	227,200	265,600	293,000	324,000	368,300	414,500	468,100
	4	141,300	229,000	267,600	295,300	326,200	370,900	417,000	471,200
	5	142,600	230,700	269,700	297,300	328,400	373,400	419,200	474,100
	6	143,900	232,600	271,800	299,600	330,500	375,900	421,500	477,200
	7	145,200	234,500	273,900	301,800	332,700	378,500	423,900	480,300
	8	146,500	236,200	275,900	304,100	334,800	381,000	426,200	483,300
	9	147,800	237,900	278,000	306,300	337,100	383,500	428,400	486,300
	10	149,200	239,800	280,100	308,500	339,300	386,200	430,700	489,300
	11	150,600	241,600	282,200	310,800	341,400	388,800	433,000	492,400
	12	151,900	243,500	284,200	313,100	343,500	391,500	435,100	495,400
	13	153,200	245,200	286,200	315,200	345,500	394,000	437,100	498,300
	14	154,700	247,100	288,300	317,300	347,600	396,200	439,000	501,200
	15	156,200	249,000	290,400	319,500	349,700	398,600	440,900	504,100
	16	157,600	250,900	292,400	321,700	351,700	400,900	442,900	507,000
	17	159,000	252,800	294,500	323,900	353,800	403,000	444,900	509,900
	18	160,700	254,800	296,600	325,900	355,800	405,100	446,700	512,700
	19	162,400	256,800	298,700	327,900	357,800	407,200	448,400	515,400
	20	164,100	258,700	300,700	329,900	359,700	409,100	450,200	518,200
	21	165,800	260,600	302,700	332,000	361,700	411,200	451,900	520,900
	22	167,800	262,600	304,800	334,000	363,600	413,200	453,400	523,400
	23	169,800	264,600	306,900	336,100	365,600	415,100	454,800	525,800
	24	171,800	266,500	308,900	338,200	367,500	417,100	456,300	528,200
	25	173,800	268,400	310,900	340,000	369,500	419,000	457,800	530,500
	26	175,900	270,400	313,000	341,900	371,500	420,500	459,200	532,500
	27	178,000	272,300	315,000	343,900	373,500	422,100	460,500	534,500
	28	180,100	274,200	317,000	345,900	375,400	423,700	461,900	536,400
	29	182,100	276,000	319,000	347,700	377,200	425,300	463,000	538,100
	30	184,600	277,900	321,100	349,600	379,100	426,600	463,800	539,700
	31	187,100	279,800	323,200	351,400	381,000	427,800	464,500	541,300
	32	189,400	281,700	325,200	353,300	382,800	429,100	465,300	542,900
	33	191,700	283,600	327,000	355,100	384,500	430,300	466,000	544,500
	34	194,200	285,500	329,000	356,900	386,200	431,600	466,800	545,700
	35	196,600	287,400	331,100	358,600	387,900	432,900	467,400	546,900
	36	199,000	289,300	333,100	360,400	389,600	434,000	468,200	548,100
	37	201,300	291,000	334,900	362,100	391,000	435,300	468,900	549,300
	38	203,700	292,900	336,900	363,500	392,200	436,200	469,700	550,500
	39	206,100	294,800	338,900	365,000	393,400	437,100	470,400	551,600
	40	208,400	296,600	340,900	366,300	394,600	438,000	471,200	552,700
	41	210,600	298,400	342,600	367,800	395,800	438,700	471,800	553,800
	42	212,900	300,300	344,500	369,000	397,000	439,500	472,500	
	43	215,200	302,000	346,400	370,200	398,200	440,200	473,200	
	44	217,500	303,800	348,300	371,400	399,400	440,900	473,900	
	45	219,600	305,600	349,900	372,200	400,300	441,600	474,500	
	46	221,800	307,400	351,500	373,100	401,000	442,400	475,300	
	47	223,900	309,200	353,100	374,000	401,700	443,100	476,100	
	48	226,000	311,000	354,600	374,800	402,400	443,900	476,900	
	49	228,100	312,700	356,300	375,800	403,100	444,400	477,500	
	50	230,200	314,500	357,500	376,600	403,800	445,200		
	51	232,200	316,300	358,600	377,400	404,500	445,900		
	52	234,200	318,100	359,800	378,200	405,200	446,600		
	53	236,100	319,700	360,600	379,100	406,000	447,100		
	54	238,100	321,400	361,700	379,800	406,700	447,900		
	55	240,100	323,100	362,800	380,500	407,400	448,600		
	56	242,000	324,800	363,900	381,200	408,000	449,200		
	57	243,900	326,400	365,000	381,800	408,700	449,800		
58	245,900	328,000	366,100	382,500	409,400	450,600			

59	247,800	329,600	367,200	383,100	410,000	451,400
60	249,700	331,200	368,300	383,800	410,700	452,200
61	251,600	332,500	369,400	384,300	411,300	452,800
62	253,400	334,000	370,400	385,000	412,000	453,600
63	255,100	335,500	371,400	385,700	412,600	454,400
64	256,800	336,900	372,300	386,400	413,300	455,200
65	258,500	338,300	373,100	386,900	413,800	455,800
66	260,000	339,500	373,900	387,600	414,400	
67	261,500	340,700	374,800	388,200	415,000	
68	262,900	341,900	375,600	388,900	415,700	
69	264,200	342,900	376,400	389,400	416,100	
70	265,500	343,900	377,100	390,100	416,800	
71	266,700	344,900	377,800	390,700	417,400	
72	267,900	345,900	378,500	391,300	418,100	
73	269,100	346,900	379,200	391,800	418,500	
74	270,300	347,700	379,900	392,500	419,200	
75	271,500	348,500	380,500	393,100	419,800	
76	272,700	349,300	381,200	393,800	420,500	
77	273,800	350,100	381,800	394,300	420,800	
78	274,800	350,800	382,500	395,000	421,500	
79	275,800	351,500	383,100	395,600	422,100	
80	276,700	352,200	383,800	396,300	422,800	
81	277,500	352,800	384,300	396,700	423,200	
82	278,400	353,500	385,000	397,400	423,900	
83	279,200	354,200	385,600	398,000	424,600	
84	280,000	354,800	386,300	398,700	425,300	
85	280,800	355,400	386,800	399,100	425,800	
86	281,500	356,100	387,500	399,800	426,500	
87	282,200	356,700	388,100	400,400	427,200	
88	282,800	357,300	388,800	401,100	427,900	
89	283,300	357,900	389,200	401,500	428,400	
90	284,000	358,500	389,900	402,200	429,000	
91	284,700	359,100	390,500	402,900	429,700	
92	285,300	359,700	391,200	403,600	430,400	
93	285,800	360,200	391,600	404,100	430,900	
94	286,500	360,800	392,300	404,800		
95	287,100	361,300	392,900	405,500		
96	287,700	361,900	393,600	406,200		
97	288,100	362,400	394,000	406,700		
98	288,700	363,000	394,700	407,400		
99	289,300	363,600	395,400	408,100		
100	289,900	364,200	396,100	408,800		
101	290,300	364,600	396,600	409,300		
102	290,800	365,200	397,300	409,900		
103	291,300	365,700	398,000	410,600		
104	291,700	366,300	398,700	411,300		
105	292,200	366,700	399,200	411,800		
106		367,300	399,900			
107		367,800	400,600			
108		368,400	401,300			
109		368,800	401,800			
110		369,400				
111		369,900				
112		370,500				
113		370,900				
114		371,500				
115		372,100				
116		372,600				
117		373,100				
118		373,700				
119		374,300				
120		374,800				
121		375,300				
122		375,900				

	123		376,500						
	124		377,000						
	125		377,500						
	126		378,100						
	127		378,700						
	128		379,200						
	129		379,700						
再任用 職員		212,800	256,700	276,300	291,700	317,400	358,900	392,700	444,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)
教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	150,400	193,900	329,200	420,200
	2	151,900	195,500	331,500	422,100
	3	153,400	197,200	333,600	424,000
	4	154,900	198,900	335,900	425,800
	5	156,500	200,500	338,200	427,700
	6	158,300	202,200	340,500	429,600
	7	160,100	203,900	342,700	431,500
	8	161,900	205,600	345,000	433,300
	9	163,700	207,300	347,100	435,100
	10	165,800	209,100	349,300	436,900
	11	167,700	211,000	351,400	438,800
	12	169,700	212,900	353,600	440,700
	13	171,700	214,500	355,700	442,300
	14	173,900	216,500	357,700	444,200
	15	176,000	218,400	359,700	446,100
	16	178,200	220,400	361,800	448,000
	17	180,500	222,200	363,700	449,700
	18	183,100	224,800	365,700	451,600
	19	185,500	227,500	367,600	453,500
	20	188,000	230,200	369,600	455,300
	21	190,500	232,900	371,500	457,100
	22	192,000	235,700	373,500	458,900
	23	193,700	238,600	375,400	460,700
	24	195,400	241,500	377,300	462,600
	25	196,800	244,100	379,200	464,300
	26	198,500	246,900	381,200	465,900
	27	200,100	249,700	383,100	467,500
	28	201,800	252,400	385,100	469,200
	29	203,200	255,200	386,800	470,900
	30	204,900	257,800	388,800	472,400
	31	206,600	260,300	390,800	473,800
	32	208,300	262,900	392,700	475,300
	33	209,700	265,300	394,600	477,000
	34	211,500	267,800	396,300	478,000
	35	213,300	270,300	398,100	479,000
	36	215,100	272,800	399,800	480,000
	37	216,600	275,200	401,400	481,100
	38	218,400	277,800	403,000	
	39	220,200	280,400	404,600	
	40	222,000	283,000	406,200	
	41	223,800	285,300	407,700	
	42	225,500	287,900	409,300	
	43	227,300	290,400	410,900	
	44	229,100	292,800	412,500	
	45	230,900	295,100	414,200	
	46	232,600	297,800	415,800	
	47	234,200	300,400	417,300	
	48	235,900	303,100	418,900	
	49	237,500	305,500	420,600	
	50	239,200	308,000	422,100	
	51	240,900	310,400	423,700	
52	242,500	312,900	425,200		

53	243,900	315,300	426,800
54	245,600	317,400	428,400
55	247,200	319,500	430,000
56	248,900	321,700	431,600
57	250,300	324,000	433,200
58	251,900	326,100	434,800
59	253,500	328,300	436,300
60	255,100	330,400	437,800
61	256,600	332,500	439,500
62	258,100	334,600	441,000
63	259,700	336,800	442,500
64	261,200	339,000	444,100
65	262,700	341,100	445,700
66	264,400	343,200	447,300
67	266,000	345,400	448,800
68	267,600	347,600	450,300
69	269,000	349,500	451,800
70	270,500	351,500	453,300
71	272,000	353,600	454,800
72	273,500	355,700	456,200
73	274,700	357,500	457,600
74	276,100	359,400	458,600
75	277,400	361,400	459,600
76	278,800	363,200	460,600
77	280,200	365,200	461,400
78	281,400	366,800	
79	282,600	368,500	
80	283,700	370,200	
81	284,900	371,700	
82	286,100	373,200	
83	287,300	374,600	
84	288,500	376,100	
85	289,700	377,600	
86	290,900	379,100	
87	292,000	380,600	
88	293,200	382,100	
89	294,300	383,500	
90	295,500	384,900	
91	296,700	386,300	
92	297,900	387,700	
93	298,700	389,100	
94	299,800	390,400	
95	301,000	391,600	
96	302,100	392,900	
97	303,100	394,300	
98	304,200	395,400	
99	305,300	396,500	
100	306,400	397,600	
101	307,100	398,700	
102	308,100	399,700	
103	309,200	400,800	
104	310,300	401,900	
105	311,200	402,700	
106	312,100	403,700	
107	313,000	404,700	
108	313,900	405,700	
109	314,900	406,600	
110	315,500	407,500	
111	316,000	408,300	

	112	316,600	409,100		
	113	317,200	409,800		
	114	317,700	410,600		
	115	318,200	411,300		
	116	318,700	412,100		
	117	319,300	412,800		
	118	319,800	413,600		
	119	320,300	414,200		
	120	320,800	415,000		
	121	321,400	415,600		
	122	321,900	416,000		
	123	322,400	416,400		
	124	322,900	416,800		
	125	323,400	417,200		
	126	323,800	417,700		
	127	324,100	418,200		
	128	324,500	418,700		
	129	324,800	419,100		
	130	325,200	419,600		
	131	325,600	420,100		
	132	325,900	420,600		
	133	326,100	421,000		
	134	326,400	421,500		
	135	326,600	422,000		
	136	326,900	422,500		
	137	327,200	422,900		
	138	327,400			
	139	327,600			
	140	327,900			
	141	328,100			
	142	328,300			
	143	328,500			
	144	328,700			
	145	329,000			
	146	329,300			
	147	329,600			
	148	329,900			
	149	330,100			
	150	330,400			
	151	330,700			
	152	331,000			
	153	331,200			
再任用 職員		232,800	276,300	333,900	419,300

備考 この表は、岡山市立高等学校に勤務する実習助手に適用する。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	150,300	165,800	284,900	410,000
	2	151,800	167,800	288,000	411,600
	3	153,300	169,900	291,100	413,200
	4	154,800	172,100	294,100	414,800
	5	156,400	174,100	296,700	416,400
	6	158,200	176,200	299,800	418,000
	7	160,000	178,400	302,800	419,600
	8	161,800	180,600	305,900	421,200
	9	163,600	182,900	308,800	422,600
	10	165,700	185,600	311,700	424,000
	11	167,600	188,300	314,600	425,300
	12	169,600	191,000	317,400	426,700
	13	171,600	193,800	320,100	428,000
	14	173,800	195,500	322,400	429,400
	15	175,900	197,200	324,700	430,800
	16	178,100	198,900	326,900	432,200
	17	180,400	200,500	329,200	433,400
	18	183,000	202,200	331,500	434,800
	19	185,400	203,900	333,600	436,000
	20	187,900	205,600	335,900	437,400
	21	190,400	207,300	338,200	438,600
	22	192,000	209,100	340,500	440,000
	23	193,700	211,000	342,700	441,200
	24	195,400	212,900	345,000	442,600
	25	196,800	214,500	347,100	443,800
	26	198,400	216,500	349,000	445,100
	27	200,000	218,400	350,800	446,300
	28	201,500	220,400	352,700	447,600
	29	203,100	222,200	354,500	448,700
	30	204,800	224,800	356,400	449,900
	31	206,500	227,500	358,100	451,000
	32	208,200	230,200	360,000	452,000
	33	209,500	232,900	361,700	453,200
	34	211,200	235,700	363,500	454,100
	35	212,900	238,600	365,300	455,000
	36	214,600	241,500	367,000	455,900
	37	216,100	244,100	368,700	456,800
	38	217,700	246,900	370,300	
	39	219,400	249,700	371,900	
	40	221,100	252,400	373,400	
	41	222,800	255,200	375,000	
	42	224,600	257,800	376,600	
	43	226,300	260,300	378,200	
	44	228,100	262,900	379,800	
	45	229,900	265,300	381,200	
	46	231,600	267,800	382,700	
	47	233,200	270,300	384,300	
	48	234,900	272,800	385,900	
	49	236,600	275,200	387,400	
	50	238,300	277,800	388,900	
	51	240,000	280,400	390,400	
	52	241,600	283,000	391,800	
	53	242,900	285,300	393,400	
54	244,600	287,900	394,800		

55	246,200	290,400	396,100
56	247,900	292,800	397,500
57	249,400	295,100	398,900
58	250,800	297,800	400,200
59	252,300	300,400	401,600
60	253,800	303,100	403,000
61	255,300	305,500	404,300
62	256,800	308,000	405,700
63	258,200	310,400	407,100
64	259,600	312,900	408,400
65	260,900	315,300	409,600
66	262,500	317,400	410,800
67	264,100	319,500	412,000
68	265,600	321,700	413,200
69	267,100	324,000	414,200
70	268,600	326,100	415,400
71	270,100	328,300	416,500
72	271,600	330,400	417,700
73	272,900	332,500	418,700
74	274,200	334,600	419,500
75	275,300	336,800	420,200
76	276,600	339,000	421,000
77	278,000	340,900	421,700
78	279,200	342,700	422,500
79	280,400	344,600	423,200
80	281,600	346,500	423,900
81	282,800	348,200	424,600
82	283,900	349,900	425,300
83	285,100	351,700	425,900
84	286,300	353,500	426,600
85	287,300	355,000	427,200
86	288,300	356,700	427,900
87	289,300	358,300	428,500
88	290,300	359,900	429,200
89	291,200	361,600	429,800
90	292,100	362,900	430,500
91	293,000	364,300	431,100
92	293,900	365,700	431,700
93	294,400	366,900	432,200
94	295,200	368,200	
95	296,000	369,500	
96	296,700	370,800	
97	297,600	372,200	
98	298,400	373,300	
99	299,100	374,300	
100	299,900	375,400	
101	300,600	376,600	
102	301,100	377,700	
103	301,600	378,800	
104	302,100	379,900	
105	302,600	380,800	
106	303,000	381,800	
107	303,400	382,700	
108	303,800	383,700	
109	304,000	384,600	
110	304,400	385,600	
111	304,800	386,600	
112	305,200	387,600	
113	305,300	388,400	

	114	305,600	389,300		
	115	305,900	390,200		
	116	306,200	391,000		
	117	306,500	391,900		
	118	306,800	392,700		
	119	307,100	393,500		
	120	307,300	394,300		
	121	307,500	395,100		
	122	307,800	395,900		
	123	308,100	396,600		
	124	308,400	397,400		
	125	308,600	398,000		
	126		398,700		
	127		399,200		
	128		399,900		
	129		400,600		
	130		401,300		
	131		401,900		
	132		402,600		
	133		403,000		
	134		403,600		
	135		404,100		
	136		404,700		
	137		405,000		
	138		405,600		
	139		406,200		
	140		406,800		
	141		407,100		
	142		407,700		
	143		408,300		
	144		408,900		
	145		409,300		
	146		409,900		
	147		410,500		
	148		411,100		
	149		411,500		
再任用 職員		224,000	272,900	327,200	409,000

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

ウ 保育幼児教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	137,900	228,600	266,700	293,500	324,600	369,000
	2	139,100	230,500	268,800	295,800	326,900	371,600
	3	140,400	232,300	270,800	298,000	329,200	374,100
	4	141,700	234,100	272,800	300,300	331,400	376,700
	5	143,000	235,800	274,900	302,300	333,600	379,200
	6	144,300	237,700	277,000	304,600	335,700	381,700
	7	145,600	239,600	279,100	306,800	337,900	384,300
	8	146,900	241,300	281,100	309,100	340,000	386,800
	9	148,300	243,000	283,200	311,300	342,300	389,300
	10	149,700	244,900	285,300	313,500	344,500	392,000
	11	151,100	246,700	287,400	315,800	346,600	394,600
	12	152,400	248,600	289,400	318,100	348,700	397,300
	13	153,700	250,300	291,400	320,200	350,700	399,800
	14	155,200	252,200	293,500	322,300	352,800	402,000
	15	156,700	254,100	295,600	324,500	354,900	404,400
	16	158,100	256,000	297,600	326,700	356,900	406,700
	17	159,500	257,900	299,700	328,900	359,000	408,800
	18	161,500	259,900	301,800	330,900	361,000	410,900
	19	163,500	261,900	303,900	332,900	363,000	413,000
	20	165,600	263,800	305,900	334,900	364,900	414,900
	21	167,500	265,700	307,900	337,000	366,900	417,000
	22	169,500	267,700	310,000	339,000	368,800	419,000
	23	171,600	269,700	312,100	341,100	370,800	420,900
	24	173,800	271,600	314,100	343,200	372,700	422,900
	25	176,000	273,500	316,100	345,000	374,700	424,800
	26	178,600	275,500	318,200	346,900	376,700	426,300
	27	181,200	277,400	320,200	348,900	378,700	427,900
	28	183,800	279,300	322,200	350,900	380,600	429,500
	29	186,500	281,100	324,200	352,700	382,400	431,000
	30	189,000	283,000	326,300	354,600	384,300	432,300
	31	191,500	284,900	328,400	356,400	386,200	433,500
	32	193,800	286,800	330,400	358,300	388,000	434,800
	33	196,300	288,700	332,200	360,100	389,700	435,900
	34	198,800	290,600	334,200	361,900	391,400	437,200
	35	201,200	292,500	336,300	363,600	393,100	438,500
	36	203,600	294,400	338,300	365,400	394,800	439,600
	37	205,900	296,100	340,100	367,100	396,100	440,800
	38	208,300	298,000	342,100	368,500	397,300	441,700
	39	210,700	299,900	344,100	370,000	398,500	442,600
	40	213,000	301,700	346,100	371,300	399,700	443,500
	41	215,400	303,500	347,800	372,800	400,900	444,100
	42	217,700	305,400	349,700	374,000	402,100	444,900
	43	220,000	307,100	351,600	375,200	403,300	445,600
	44	222,300	308,900	353,500	376,400	404,500	446,300
	45	224,400	310,700	355,100	377,100	405,300	446,900
	46	226,600	312,500	356,700	378,000	406,000	447,700
	47	228,700	314,300	358,300	378,900	406,700	448,400
	48	230,800	316,100	359,800	379,700	407,400	449,200
	49	232,900	317,800	361,500	380,700	408,100	449,600
	50	235,000	319,600	362,700	381,500	408,800	450,400
	51	237,000	321,400	363,800	382,300	409,500	451,100
	52	239,000	323,200	365,000	383,100	410,200	451,800
	53	240,900	324,800	365,700	383,900	410,900	452,200
54	242,900	326,500	366,800	384,600	411,600	453,000	

55	244,900	328,200	367,900	385,300	412,300	453,700
56	246,800	329,900	369,000	386,000	412,900	454,300
57	248,700	331,500	370,100	386,600	413,500	454,800
58	250,700	333,100	371,200	387,300	414,200	455,600
59	252,600	334,700	372,300	387,900	414,800	456,400
60	254,500	336,300	373,400	388,600	415,500	457,200
61	256,400	337,600	374,500	389,000	416,000	457,700
62	258,200	339,100	375,500	389,700	416,700	458,500
63	259,900	340,600	376,500	390,400	417,300	459,300
64	261,600	342,000	377,400	391,100	418,000	460,100
65	263,300	343,400	378,100	391,500	418,400	460,600
66	264,800	344,600	378,900	392,200	419,000	
67	266,300	345,800	379,800	392,800	419,600	
68	267,700	347,000	380,600	393,500	420,300	
69	269,000	347,900	381,300	393,900	420,600	
70	270,300	348,900	382,000	394,600	421,300	
71	271,500	349,900	382,700	395,200	421,900	
72	272,700	350,900	383,400	395,800	422,600	
73	273,900	351,800	384,000	396,300	422,900	
74	275,100	352,600	384,700	397,000	423,600	
75	276,300	353,400	385,300	397,600	424,200	
76	277,500	354,200	386,000	398,300	424,900	
77	278,600	355,000	386,500	398,700	425,100	
78	279,600	355,700	387,200	399,400	425,800	
79	280,600	356,400	387,800	400,000	426,400	
80	281,500	357,100	388,500	400,700	427,100	
81	282,200	357,500	388,900	401,100	427,400	
82	283,100	358,200	389,600	401,800	428,100	
83	283,900	358,900	390,200	402,400	428,800	
84	284,700	359,500	390,900	403,100	429,500	
85	285,500	360,000	391,300	403,500	429,900	
86	286,200	360,700	392,000	404,200	430,600	
87	286,900	361,300	392,600	404,800	431,300	
88	287,500	361,900	393,300	405,500	432,000	
89	288,000	362,400	393,600	405,800	432,400	
90	288,700	363,000	394,300	406,500	433,000	
91	289,400	363,600	394,900	407,200	433,700	
92	290,000	364,200	395,600	407,900	434,400	
93	290,500	364,600	395,900	408,000	434,800	
94	291,200	365,200	396,600	408,700		
95	291,800	365,700	397,200	409,400		
96	292,400	366,300	397,900	410,100		
97	292,800	366,700	398,200	410,500		
98	293,400	367,300	398,900	411,200		
99	294,000	367,900	399,600	411,900		
100	294,600	368,500	400,300	412,600		
101	295,000	368,800	400,700	413,000		
102	295,500	369,400	401,400	413,600		
103	296,000	369,900	402,100	414,300		
104	296,400	370,500	402,800	415,000		
105	296,900	370,800	403,200	415,400		
106		371,400	403,900			
107		371,900	404,600			
108		372,500	405,300			
109		372,800	405,700			
110		373,400				
111		373,900				
112		374,500				
113		374,800				

	114		375,400				
	115		376,000				
	116		376,500				
	117		376,900				
	118		377,500				
	119		378,100				
	120		378,600				
	121		379,000				
	122		379,600				
	123		380,200				
	124		380,700				
	125		381,100				
	126		381,700				
	127		382,300				
	128		382,800				
	129		383,300				
再任用 職員		215,600	259,700	279,400	294,600	320,600	362,800

備考 この表は、幼保連携型認定こども園その他人事委員会規則で定めるものに勤務する園長，副園長，保育教諭その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

別表第3(第3条関係)
 医療職給料表
 ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	
	36	355,600	424,500	479,400	539,300	
	37	358,000	426,600	481,500	540,900	
	38	360,400	428,600	483,300	542,500	
	39	362,800	430,600	485,100	543,900	
	40	365,200	432,600	486,900	545,500	
	41	367,500	434,600	488,600	547,000	
	42	368,900	436,400	490,400	548,400	
	43	370,400	438,100	492,200	549,800	
	44	371,900	439,900	494,000	551,100	
	45	373,400	441,800	495,600	552,300	
	46	374,800	443,600	497,300	553,300	
	47	376,300	445,400	499,100	554,300	
	48	377,800	447,100	500,900	555,300	
	49	379,100	448,900	502,500	556,300	
	50	380,100	450,600	503,800	557,200	
	51	381,100	452,400	505,100	558,100	
	52	382,100	454,200	506,400	559,000	
	53	383,100	456,100	507,700	559,800	
	54	384,000	457,300	509,000	560,700	
	55	384,900	458,500	510,300	561,600	
	56	385,800	459,700	511,600	562,500	
	57	386,800	460,900	512,600	563,400	
	58	387,700	461,900	513,400	564,300	
	59	388,500	462,900	514,200	565,200	
	60	389,300	463,900	515,000	565,900	
61	390,100	464,700	515,900	566,800		

62	390,600	465,400	516,700	567,700	
63	391,000	466,100	517,600	568,600	
64	391,500	466,800	518,400	569,500	
65	391,800	467,500	519,300	570,400	
66		468,200	520,200		
67		468,900	520,900		
68		469,600	521,800		
69		470,100	522,700		
70		470,800	523,500		
71		471,500	524,400		
72		472,200	525,300		
73		472,600	526,100		
74		473,200	527,000		
75		473,900	527,900		
76		474,600	528,600		
77		475,000	529,400		
78		475,600	530,300		
79		476,200	531,200		
80		476,700	532,100		
81		477,300	532,900		
82		477,800	533,800		
83		478,300	534,700		
84		478,800	535,600		
85		479,200	536,400		
86		479,800	537,300		
87		480,200	538,200		
88		480,700	539,100		
89		481,200	539,900		
90		481,800			
91		482,400			
92		482,800			
93		483,300			
94		483,900			
95		484,500			
96		485,100			
97		485,600			
再任用 職員	295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,900	179,400	214,000	241,700	279,000	327,100	373,300	441,700
	2	143,300	181,000	215,600	243,300	281,200	329,200	375,900	444,300
	3	144,700	182,600	217,100	244,900	283,300	331,400	378,600	446,900
	4	146,100	184,000	218,700	246,500	285,500	333,500	381,300	449,400
	5	147,300	185,500	220,200	247,900	287,600	335,600	383,600	451,900
	6	149,100	187,100	221,900	249,500	289,800	337,800	386,300	454,500
	7	150,700	188,700	223,600	250,900	291,900	340,000	389,000	457,100
	8	152,400	190,200	225,200	252,500	294,100	342,100	391,600	459,600
	9	154,100	191,700	226,800	254,000	296,200	344,000	394,200	462,300
	10	155,800	193,400	228,600	255,600	298,400	346,200	396,600	464,900
	11	157,500	195,100	230,400	257,100	300,400	348,400	399,100	467,300
	12	159,200	196,800	232,100	258,500	302,600	350,500	401,500	469,900
	13	160,700	198,300	233,800	259,900	304,900	352,300	403,800	472,400
	14	162,600	199,800	235,400	261,800	307,000	354,400	406,000	473,900
	15	164,600	201,400	237,000	263,700	309,000	356,500	408,100	475,100
	16	166,500	203,000	238,600	265,500	311,100	358,400	410,300	476,600
	17	168,300	204,500	240,000	267,100	313,200	360,400	412,300	478,100
	18	170,200	206,200	241,500	269,000	315,300	362,500	414,400	479,600
	19	172,100	207,900	243,000	270,900	317,300	364,500	416,400	481,000
	20	174,000	209,500	244,600	272,800	319,400	366,500	418,500	482,400
	21	175,800	210,900	246,100	274,500	321,500	368,200	420,400	483,900
	22	177,300	212,500	247,700	276,300	323,500	370,300	422,000	485,400
	23	178,800	214,100	249,200	278,200	325,400	372,400	423,600	486,800
	24	180,200	215,700	250,600	280,100	327,400	374,400	425,000	488,300
	25	181,800	217,100	252,000	282,100	329,300	376,300	426,600	489,700
	26	183,300	218,700	253,700	283,900	331,300	378,200	427,900	491,100
	27	184,700	220,300	255,400	285,700	333,200	380,100	429,200	492,600
	28	186,100	221,900	257,100	287,600	335,200	382,000	430,500	494,100
	29	187,700	223,500	258,700	289,600	337,000	383,700	431,800	495,700
	30	189,000	225,100	260,500	291,400	338,900	385,500	433,000	496,900
	31	190,300	226,800	262,300	293,300	340,800	387,300	434,300	498,100
	32	191,500	228,500	264,100	295,200	342,500	389,100	435,500	499,200
	33	192,800	230,100	265,500	296,900	344,300	390,600	436,900	500,400
	34	194,200	231,700	267,200	298,700	346,200	391,800	438,200	501,400
	35	195,600	233,100	269,000	300,400	348,100	393,100	439,400	502,400
	36	197,000	234,700	270,800	302,200	349,900	394,400	440,700	503,400
	37	198,100	236,300	272,500	303,800	351,500	395,500	441,900	504,400
	38	199,400	237,900	274,200	305,500	353,200	396,700	442,700	
	39	200,600	239,500	275,700	307,200	354,900	397,900	443,400	
	40	201,900	241,100	277,400	308,800	356,600	399,100	444,200	
	41	203,000	242,400	279,100	310,500	358,100	400,100	444,700	
	42	204,200	243,900	280,800	312,200	359,400	400,900	445,500	
	43	205,400	245,400	282,500	313,900	360,700	401,700	446,200	
	44	206,600	246,900	284,100	315,600	362,000	402,500	447,000	
	45	207,800	248,300	285,700	316,800	363,200	403,000	447,500	
	46	208,800	249,800	287,400	318,400	364,400	403,700	448,300	
	47	209,900	251,400	289,100	320,000	365,600	404,400	448,900	
	48	211,000	253,000	290,800	321,500	366,700	405,100	449,700	
	49	212,100	254,500	292,100	323,000	367,800	405,900	450,100	
	50	213,100	255,900	293,700	324,200	368,800	406,600	450,900	
	51	214,100	257,300	295,300	325,500	369,800	407,200	451,700	
	52	215,100	258,600	296,900	326,800	370,800	407,800	452,500	
	53	215,900	259,900	298,200	327,700	371,600	408,400	453,100	
	54	216,800	261,300	299,600	328,700	372,500	409,100		
	55	217,700	262,600	301,100	329,800	373,400	409,700		
	56	218,700	264,000	302,600	330,900	374,200	410,400		
	57	219,600	265,100	304,000	331,800	375,000	410,900		
	58	220,500	266,300	305,400	332,700	375,800	411,600		
	59	221,400	267,600	306,800	333,700	376,600	412,200		
	60	222,300	268,900	308,000	334,700	377,400	412,900		
	61	223,200	269,900	309,300	335,500	377,900	413,300		
	62	224,200	271,200	310,600	336,200	378,600	413,900		
63	225,100	272,500	311,900	336,900	379,300	414,500			

64	226,200	273,800	313,200	337,600	380,000	415,200			
65	226,900	274,800	314,400	338,200	380,600	415,500			
66	227,800	275,900	315,200	338,900	381,300				
67	228,700	277,000	315,900	339,600	381,900				
68	229,600	278,100	316,700	340,300	382,500				
69	230,200	279,100	317,600	340,900	382,900				
70	230,900	280,200	318,400	341,500	383,500				
71	231,600	281,300	319,200	342,100	384,000				
72	232,300	282,400	320,000	342,700	384,600				
73	232,900	283,200	320,800	343,200	385,200				
74	233,700	284,000	321,400	343,800	385,800				
75	234,400	284,800	322,000	344,400	386,300				
76	235,200	285,500	322,600	345,000	386,900				
77	235,800	286,300	323,200	345,400	387,500				
78	236,400	286,900	323,700	345,900	388,100				
79	237,000	287,500	324,100	346,400	388,600				
80	237,600	288,100	324,600	346,900	389,200				
81	238,000	288,600	325,200	347,300	389,900				
82	238,400	289,100	325,700	347,700	390,300				
83	238,800	289,600	326,200	348,000	390,900				
84	239,200	290,100	326,700	348,400	391,500				
85	239,600	290,500	327,300	348,700	392,200				
86		290,700	327,700	349,100					
87		291,000	328,000	349,400					
88		291,300	328,400	349,800					
89		291,700	328,800	350,200					
90		292,000	329,200	350,600					
91		292,300	329,600	350,900					
92		292,600	330,000	351,300					
93		292,900	330,500	351,700					
94		293,200	330,900	352,100					
95		293,500	331,200	352,400					
96		293,800	331,600	352,800					
97		294,200	331,700	353,300					
98		294,500	332,000	353,600					
99		294,800	332,300	354,000					
100		295,100	332,700	354,400					
101		295,500	332,800	354,900					
102		295,800	333,200	355,300					
103		296,100	333,500	355,700					
104		296,400	333,900	356,100					
105		296,700	334,000	356,600					
106			334,400						
107			334,700						
108			335,100						
109			335,300						
110			335,600						
111			336,000						
112			336,400						
113			336,600						
再任用 職員		186,000	212,600	244,600	258,000	284,100	325,400	368,200	430,800

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	154,900	181,800	229,400	254,400	284,700	330,300	376,100
	2	156,300	183,800	231,200	255,600	286,700	332,500	378,800
	3	157,800	185,900	233,000	256,900	288,700	334,600	381,500
	4	159,100	188,000	234,700	258,100	290,700	336,800	384,100
	5	160,500	190,100	236,200	259,200	292,400	338,800	386,700
	6	162,000	192,300	237,700	260,600	294,300	341,000	389,200
	7	163,500	194,600	239,200	261,900	296,100	343,100	391,600
	8	165,000	196,900	240,700	263,300	298,000	345,200	394,100
	9	166,300	199,200	242,000	264,600	299,900	347,200	396,300
	10	167,900	200,500	243,400	265,900	301,800	349,300	398,700
	11	169,500	201,900	244,800	267,400	303,700	351,300	401,000
	12	171,100	203,300	246,200	269,000	305,600	353,400	403,400
	13	172,600	204,600	247,500	270,600	307,300	355,400	405,800
	14	174,600	206,100	248,800	272,200	309,000	357,500	407,900
	15	176,500	207,600	250,000	273,800	310,800	359,500	410,100
	16	178,500	209,000	251,300	275,300	312,600	361,600	412,300
	17	180,700	210,300	252,300	276,800	314,400	363,700	414,400
	18	182,800	211,800	253,700	278,300	316,100	365,800	416,500
	19	184,800	213,300	255,000	279,800	317,700	367,800	418,700
	20	186,900	214,800	256,300	281,300	319,400	369,900	420,900
	21	189,000	216,100	257,400	282,900	321,000	372,100	422,800
	22	191,100	217,700	258,700	284,400	322,600	374,300	424,600
	23	193,200	219,400	260,100	285,900	324,200	376,400	426,500
	24	195,400	221,100	261,500	287,500	325,700	378,600	428,400
	25	197,400	222,500	263,000	288,900	327,200	380,500	430,200
	26	198,700	224,200	264,600	290,700	328,700	382,500	431,900
	27	200,000	225,800	266,100	292,400	330,300	384,400	433,500
	28	201,200	227,500	267,600	294,200	331,800	386,400	435,100
	29	202,300	229,200	269,100	295,700	333,400	388,400	436,500
	30	203,600	230,700	270,700	297,400	335,000	390,300	438,100
	31	204,900	232,200	272,300	299,100	336,600	392,100	439,700
	32	206,200	233,600	273,900	300,700	338,200	394,000	441,200
	33	207,400	235,100	275,400	302,100	339,700	395,700	442,800
	34	208,600	236,500	276,900	303,700	341,200	397,500	444,400
	35	209,900	237,900	278,300	305,300	342,800	399,300	446,000
	36	211,200	239,300	279,800	306,900	344,400	401,000	447,600
	37	212,500	240,600	281,400	308,300	346,100	402,800	449,000
	38	213,900	241,800	282,900	309,900	347,700	404,600	450,400
	39	215,300	243,100	284,300	311,500	349,200	406,400	451,800
	40	216,600	244,400	285,800	313,100	350,800	408,100	453,200
	41	217,700	245,400	287,300	314,500	352,400	409,800	454,500
	42	219,100	246,700	288,900	315,900	354,000	411,500	455,300
	43	220,500	247,900	290,500	317,400	355,600	413,200	456,100
	44	221,900	249,200	292,000	318,800	357,200	414,800	457,000
	45	223,200	250,200	293,300	320,300	358,600	416,100	457,900
	46	224,600	251,600	294,800	321,800	360,100	417,700	458,600
	47	226,100	253,000	296,300	323,300	361,600	419,300	459,500
	48	227,600	254,400	297,800	324,700	363,000	420,900	460,400
	49	228,900	255,800	299,100	325,800	364,500	422,400	461,400
	50	230,300	257,300	300,400	327,200	365,800	424,000	462,200
	51	231,700	258,600	301,800	328,500	367,200	425,500	463,000
	52	233,000	260,000	303,200	329,900	368,600	427,100	463,800
	53	234,300	261,400	304,500	331,400	370,100	428,500	464,700
	54	235,600	263,000	305,900	332,700	371,300	430,000	465,400
	55	236,900	264,600	307,300	334,100	372,500	431,400	466,200
	56	238,200	266,100	308,500	335,500	373,700	432,700	467,000
	57	239,400	267,600	309,900	336,700	374,800	434,000	467,900
	58	240,700	269,200	311,300	338,100	375,800	434,800	
	59	241,800	270,700	312,700	339,500	376,800	435,600	
	60	243,100	272,300	314,100	340,800	377,800	436,500	
	61	244,200	273,900	315,100	341,900	378,600	437,400	
	62	245,500	275,300	316,300	343,200	379,400	438,100	
63	246,800	276,800	317,600	344,500	380,200	439,000		

64	248,100	278,300	318,900	345,800	381,000	439,900
65	249,300	279,800	320,200	347,000	381,800	440,700
66	250,500	281,300	321,500	348,200	382,500	441,500
67	251,900	282,800	322,800	349,300	383,300	442,300
68	253,300	284,200	324,000	350,500	384,100	443,100
69	254,300	285,400	325,100	351,500	384,800	443,900
70	255,600	286,900	326,300	352,600	385,500	
71	256,900	288,400	327,500	353,700	386,200	
72	258,100	289,900	328,600	354,800	386,900	
73	259,500	291,000	329,800	355,700	387,600	
74	260,800	292,400	331,000	356,800	388,200	
75	262,000	293,800	332,200	357,800	388,700	
76	263,300	295,200	333,300	358,900	389,200	
77	264,400	296,500	334,500	359,800	389,800	
78	265,600	297,800	335,700	360,600	390,200	
79	266,800	299,100	336,900	361,400	390,700	
80	268,100	300,200	338,100	362,200	391,300	
81	269,100	301,300	339,200	362,800	391,800	
82	270,200	302,600	340,300	363,400	392,300	
83	271,300	303,900	341,300	364,000	392,900	
84	272,400	305,200	342,400	364,600	393,500	
85	273,200	306,100	343,400	365,200	394,000	
86	274,300	307,300	344,400	365,700	394,600	
87	275,300	308,400	345,400	366,300	395,200	
88	276,400	309,600	346,400	366,900	395,800	
89	277,400	310,900	347,500	367,300	396,300	
90	278,400	312,100	348,300	367,900	396,900	
91	279,400	313,300	349,000	368,400	397,500	
92	280,400	314,500	349,800	368,900	398,100	
93	281,200	315,600	350,500	369,400	398,600	
94	282,200	316,400	351,200	369,800		
95	283,100	317,200	351,900	370,200		
96	284,000	318,000	352,600	370,700		
97	285,100	318,600	353,000	371,300		
98	286,000	319,300	353,500	371,700		
99	286,900	320,000	354,000	372,200		
100	287,800	320,700	354,500	372,700		
101	288,400	321,200	355,000	373,300		
102	289,200	321,800	355,500	373,700		
103	290,000	322,400	355,900	374,200		
104	290,700	323,000	356,300	374,700		
105	291,400	323,400	356,800	375,300		
106	291,900	323,900	357,200	375,800		
107	292,400	324,300	357,600	376,300		
108	292,900	324,800	358,100	376,800		
109	293,400	325,200	358,600	377,400		
110	293,800	325,600	359,000	377,900		
111	294,200	326,000	359,500	378,400		
112	294,600	326,400	360,000	378,900		
113	294,900	326,800	360,500	379,500		
114	295,300	327,200	361,000			
115	295,700	327,600	361,500			
116	296,100	327,900	361,900			
117	296,400	328,100	362,300			
118	296,800	328,500	362,800			
119	297,200	328,900	363,300			
120	297,600	329,300	363,800			
121	297,900	329,400	364,200			
122	298,300	329,800	364,700			
123	298,700	330,200	365,100			
124	299,000	330,600	365,600			
125	299,100	330,800	366,000			
126	299,500	331,200				
127	299,900	331,500				
128	300,300	331,700				
129	300,500	332,000				
130	300,900	332,300				
131	301,300	332,600				

132	301,700	333,000						
133	301,800	333,300						
134	302,200	333,600						
135	302,600	334,000						
136	303,000	334,400						
137	303,100	334,700						
138	303,500	335,100						
139	303,900	335,500						
140	304,300	335,900						
141	304,400	336,200						
142	304,800	336,600						
143	305,100	337,000						
144	305,400	337,400						
145	305,600	337,700						
146	305,900	338,100						
147	306,200	338,500						
148	306,500	338,900						
149	306,700	339,200						
150	307,000	339,600						
151	307,300	339,900						
152	307,600	340,300						
153	307,900	340,600						
154	308,200							
155	308,500							
156	308,800							
157	309,200							
158	309,500							
159	309,800							
160	310,100							
161	310,500							
162	310,800							
163	311,100							
164	311,400							
165	311,800							
166	312,100							
167	312,400							
168	312,700							
169	313,100							
再任用 職員		232,000	256,500	263,900	274,100	291,100	328,800	374,200

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師
 その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

別表第4（第14条の3関係）

組織の区分	支給の区分	職員	
		職の区分	職務の等級
市長の事務部局	1種	行政職	特1等級の職務にある者のうち理事
議会の事務部局	2種	行政職	特1等級の職務にある者のうち局長相当職
選挙管理委員会の事務部局	3種	行政職	1等級の職務にある者
監査委員の事務部局		医療職（1）	1等級の職務にある者
		医療職（2）	1等級の職務にある者
人事委員会の事務部局	4種	行政職	2等級の職務にある者
		教育職（2）	特1等級の職務にある者
農業委員会の事務部局		保育幼児教育職	1等級の職務にある者
教育委員会の事務部局		医療職（1）	2等級の職務にある者
		医療職（2）	特2等級の職務にある者
	5種	行政職	3等級の職務にある者
		教育職（2）	1等級の職務にある者
		保育幼児教育職	2等級の職務にある者
		医療職（1）	3等級の職務にある者
		医療職（2）	2等級の職務にある者
消防職員	2種	消防職	特1等級の職務にある者のうち局長相当職
	3種	消防職	1等級の職務にある者
	4種	消防職	2等級の職務にある者
	5種	消防職	3等級の職務にある者

第2条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「人事委員会規則」を「第3条の4に定める等級別基準職務表」に改める。

第3条の3の次に次の1条を加える。

(等級別基準職務表)

第3条の4 法第25条第3項第2号に規定する等級別基準職務表は、別表第3の2に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、当該同表に掲げる職務の等級に分類されるものとする。

第6条の2第2項中「100分の18.5」を「100分の20」に、「100分の15.5」を「100分の16」に改める。

第7条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に改める。

第14条の4第1項中「又は休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第14条の4第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額。ただし、当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額

(2) 前項に規定する場合 勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第18条第5項中「，職務の等級」を削る。

第18条の3第4項中「第49条の3」を「第49条第3項」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め，同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,500	223,900	259,700	284,800	313,000	356,000	401,400	452,800
	2	139,700	225,800	261,500	286,800	315,300	358,500	403,900	455,800
	3	141,000	227,500	263,200	288,700	317,500	361,000	406,200	458,800
	4	142,300	229,300	265,000	290,700	319,700	363,500	408,700	461,800
	5	143,600	230,900	267,000	292,500	321,900	366,000	410,800	464,600
	6	144,900	232,800	268,800	294,500	323,900	368,400	413,100	467,700
	7	146,200	234,600	270,600	296,400	326,100	371,000	415,400	470,700
	8	147,500	236,300	272,400	298,300	328,100	373,400	417,700	473,600
	9	148,800	237,700	274,400	300,200	330,400	375,800	419,800	476,600
	10	150,200	239,300	276,200	302,400	332,500	378,500	422,100	479,500
	11	151,600	240,900	278,000	304,600	334,600	381,000	424,400	482,600
	12	152,900	242,600	279,800	306,900	336,700	383,700	426,400	485,500
	13	154,200	244,200	281,700	308,900	338,600	386,100	428,400	488,300
	14	155,700	245,900	283,800	311,000	340,700	388,300	430,200	491,200
	15	157,200	247,500	285,900	313,100	342,700	390,600	432,100	494,000
	16	158,600	249,200	287,800	315,300	344,700	392,900	434,100	496,900
	17	160,000	251,000	289,900	317,400	346,700	395,000	436,000	499,500
	18	161,700	252,800	292,000	319,400	348,700	397,000	437,800	502,000
	19	163,400	254,500	294,000	321,400	350,700	399,100	439,400	504,400
	20	165,100	256,200	296,000	323,300	352,500	400,900	441,200	506,900
	21	166,800	258,000	298,000	325,400	354,500	403,000	442,900	509,200
	22	168,800	259,700	300,000	327,300	356,300	404,900	444,300	511,300
	23	170,800	261,400	302,100	329,400	358,300	406,800	445,700	513,300
	24	172,800	263,100	304,100	331,500	360,200	408,800	447,200	515,200
	25	174,800	264,900	306,000	333,200	362,100	410,600	448,700	517,000
	26	176,900	266,600	308,100	335,100	364,100	412,100	450,000	518,500
	27	179,000	268,200	310,100	337,000	366,000	413,700	451,300	520,000
	28	181,100	270,000	312,100	339,000	367,900	415,200	452,700	521,400
	29	183,100	271,700	314,000	340,800	369,700	416,800	453,800	522,600
	30	185,600	273,600	316,100	342,600	371,500	418,100	454,500	523,700
	31	188,000	275,400	318,200	344,400	373,400	419,300	455,200	524,800
	32	190,300	277,300	320,100	346,300	375,200	420,500	456,000	525,900
	33	192,500	279,200	321,900	348,000	376,800	421,700	456,500	527,000
	34	195,000	281,000	323,900	349,800	378,500	423,000	457,000	527,700
	35	197,300	282,900	325,900	351,400	380,200	424,300	457,300	528,400
	36	199,700	284,800	327,900	353,200	381,800	425,300	457,800	529,100
	37	201,900	286,500	329,700	354,900	383,200	426,600	458,200	529,800
	38	204,300	288,300	331,600	356,200	384,400	427,500	458,700	530,400
	39	206,600	290,200	333,600	357,700	385,500	428,400	459,100	530,900
	40	208,900	292,000	335,600	359,000	386,700	429,300	459,600	531,400
	41	211,000	293,700	337,300	360,500	387,900	429,900	459,900	531,900
	42	213,300	295,600	339,100	361,600	389,100	430,700	460,300	
	43	215,500	297,300	341,000	362,800	390,200	431,400	460,700	
	44	217,800	299,100	342,900	364,000	391,400	432,100	461,100	
	45	219,800	300,800	344,400	364,800	392,300	432,800	461,300	
	46	222,000	302,600	346,000	365,700	393,000	433,600	461,700	
	47	224,000	304,400	347,600	366,500	393,700	434,300	462,100	
	48	226,100	306,100	349,100	367,300	394,400	435,000	462,500	
	49	227,900	307,800	350,700	368,300	395,100	435,500	462,700	
	50	229,700	309,600	351,900	369,100	395,700	436,000		
	51	231,500	311,400	353,000	369,900	396,400	436,400		
	52	233,300	313,100	354,200	370,600	397,100	436,800		
	53	235,100	314,700	355,000	371,500	397,900	437,000		
	54	236,900	316,400	356,100	372,200	398,600	437,500		
	55	238,700	318,100	357,100	372,900	399,300	437,900		
	56	240,400	319,700	358,200	373,600	399,900	438,200		
	57	242,100	321,300	359,300	374,200	400,500	438,500		
58	243,900	322,900	360,400	374,900	401,200	439,100			

59	245,600	324,500	361,500	375,500	401,800	439,600
60	247,200	326,000	362,600	376,100	402,500	440,100
61	249,000	327,300	363,600	376,600	403,100	440,400
62	250,600	328,800	364,600	377,300	403,800	440,800
63	252,100	330,300	365,600	378,000	404,400	441,200
64	253,600	331,600	366,500	378,700	405,000	441,600
65	255,200	333,000	367,300	379,200	405,500	441,800
66	256,400	334,200	368,100	379,900	406,100	
67	257,600	335,400	369,000	380,400	406,700	
68	258,900	336,600	369,700	381,100	407,200	
69	260,100	337,600	370,500	381,600	407,500	
70	261,300	338,500	371,200	382,300	408,100	
71	262,500	339,500	371,900	382,900	408,700	
72	263,700	340,500	372,600	383,500	409,300	
73	264,900	341,500	373,300	384,000	409,500	
74	266,100	342,300	374,000	384,700	410,000	
75	267,300	343,100	374,600	385,300	410,400	
76	268,400	343,900	375,300	385,900	410,900	
77	269,500	344,600	375,900	386,400	411,000	
78	270,500	345,300	376,500	387,100	411,500	
79	271,500	346,000	377,100	387,700	411,900	
80	272,400	346,700	377,800	388,400	412,400	
81	273,200	347,300	378,300	388,800	412,600	
82	274,000	348,000	379,000	389,500	413,100	
83	274,800	348,700	379,600	390,100	413,600	
84	275,600	349,300	380,300	390,700	414,100	
85	276,400	349,900	380,800	391,100	414,300	
86	277,100	350,500	381,500	391,800	414,700	
87	277,800	351,100	382,100	392,400	415,100	
88	278,400	351,700	382,700	393,100	415,500	
89	278,900	352,300	383,100	393,500	415,700	
90	279,600	352,900	383,800	394,100	416,000	
91	280,300	353,500	384,400	394,700	416,400	
92	280,800	354,100	385,100	395,300	416,800	
93	281,300	354,600	385,500	395,700	417,000	
94	282,000	355,200	386,200	396,300		
95	282,600	355,700	386,800	396,900		
96	283,200	356,300	387,500	397,500		
97	283,600	356,800	387,800	397,900		
98	284,200	357,300	388,500	398,500		
99	284,800	357,900	389,200	399,100		
100	285,400	358,500	389,900	399,700		
101	285,800	358,900	390,400	400,100		
102	286,300	359,500	391,100	400,600		
103	286,700	360,000	391,800	401,200		
104	287,100	360,600	392,500	401,800		
105	287,600	361,000	393,000	402,200		
106		361,600	393,700	402,700		
107		362,100	394,300	403,300		
108		362,700	395,000	403,900		
109		363,100	395,500	404,400		
110		363,600	396,200	404,900		
111		364,100	396,800	405,500		
112		364,700	397,500	406,100		
113		365,100	398,000	406,600		
114		365,700	398,700			
115		366,300	399,300			
116		366,800	400,000			
117		367,300	400,500			
118		367,900				
119		368,500				
120		369,000				
121		369,500				
122		370,000				

	123		370,600						
	124		371,100						
	125		371,600						
	126		372,200						
	127		372,800						
	128		373,300						
	129		373,800						
再任用 職員		212,800	252,600	271,900	285,900	311,100	351,700	384,800	435,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)
教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	151,400	194,900	322,600	412,100
	2	152,900	196,500	324,900	414,000
	3	154,400	198,100	327,000	415,800
	4	155,900	199,800	329,200	417,600
	5	157,500	201,300	331,500	419,200
	6	159,300	203,000	333,700	421,100
	7	161,100	204,600	335,900	422,900
	8	162,900	206,300	338,100	424,700
	9	164,700	207,900	340,200	426,400
	10	166,800	209,700	342,400	428,200
	11	168,700	211,500	344,400	430,100
	12	170,700	213,400	346,600	431,900
	13	172,700	214,900	348,600	433,500
	14	174,900	216,900	350,600	435,400
	15	177,000	218,700	352,500	437,200
	16	179,200	220,700	354,600	439,100
	17	181,500	222,400	356,500	440,800
	18	184,100	225,000	358,400	442,600
	19	186,500	227,600	360,300	444,500
	20	189,000	230,300	362,300	446,200
	21	191,500	232,700	364,100	448,000
	22	193,000	235,200	366,100	449,800
	23	194,600	237,900	367,900	451,500
	24	196,300	240,500	369,800	453,400
	25	197,600	243,000	371,700	455,100
	26	199,300	245,600	373,600	456,600
	27	200,800	248,200	375,500	458,200
	28	202,500	250,700	377,400	459,900
	29	203,800	253,300	379,100	461,500
	30	205,500	255,600	381,100	463,000
	31	207,100	257,900	383,000	464,400
	32	208,800	260,200	384,900	465,800
	33	210,100	262,400	386,800	467,300
	34	211,900	264,700	388,400	468,000
	35	213,600	267,000	390,200	468,600
	36	215,400	269,300	391,900	469,200
	37	216,800	271,500	393,400	469,900
	38	218,600	273,800	395,000	
	39	220,300	276,100	396,600	
	40	222,100	278,400	398,100	
	41	223,600	280,500	399,600	
	42	225,000	282,900	401,200	
	43	226,600	285,100	402,700	
	44	228,200	287,200	404,300	
	45	229,900	289,200	406,000	
	46	231,400	291,900	407,500	
	47	232,800	294,400	409,000	
	48	234,300	297,100	410,600	
	49	235,700	299,400	412,200	
	50	237,200	301,900	413,700	
	51	238,700	304,200	415,300	
52	240,000	306,700	416,700		

53	241,300	309,000	418,300
54	242,800	311,100	419,900
55	244,200	313,100	421,500
56	245,700	315,300	423,000
57	247,000	317,500	424,600
58	248,300	319,600	426,200
59	249,600	321,800	427,600
60	251,000	323,800	429,100
61	252,300	325,900	430,700
62	253,600	327,900	432,200
63	254,900	330,100	433,500
64	256,200	332,300	435,100
65	257,500	334,300	436,600
66	259,100	336,400	438,200
67	260,700	338,500	439,600
68	262,300	340,700	441,100
69	263,600	342,500	442,500
70	265,100	344,500	443,900
71	266,600	346,600	445,400
72	268,000	348,600	446,700
73	269,200	350,400	448,100
74	270,600	352,300	449,000
75	271,900	354,200	449,600
76	273,200	356,000	450,400
77	274,600	357,900	451,000
78	275,800	359,500	
79	277,000	361,200	
80	278,000	362,800	
81	279,200	364,300	
82	280,400	365,800	
83	281,600	367,100	
84	282,800	368,600	
85	283,900	370,100	
86	285,100	371,600	
87	286,200	373,000	
88	287,400	374,500	
89	288,400	375,900	
90	289,600	377,200	
91	290,800	378,600	
92	292,000	380,000	
93	292,800	381,400	
94	293,800	382,600	
95	295,000	383,800	
96	296,100	385,100	
97	297,100	386,500	
98	298,100	387,500	
99	299,200	388,600	
100	300,300	389,700	
101	301,000	390,800	
102	302,000	391,800	
103	303,000	392,800	
104	304,100	393,900	
105	305,000	394,700	
106	305,900	395,700	
107	306,800	396,700	
108	307,700	397,600	
109	308,600	398,500	
110	309,200	399,400	
111	309,700	400,200	

	112	310,300	401,000		
	113	310,900	401,600		
	114	311,400	402,400		
	115	311,900	403,100		
	116	312,400	403,900		
	117	312,900	404,500		
	118	313,400	405,200		
	119	313,900	405,700		
	120	314,400	406,500		
	121	315,000	407,000		
	122	315,500	407,400		
	123	316,000	407,700		
	124	316,500	408,100		
	125	317,000	408,400		
	126	317,400	408,900		
	127	317,600	409,300		
	128	318,000	409,800		
	129	318,300	410,200		
	130	318,700	410,600		
	131	319,100	411,000		
	132	319,400	411,400		
	133	319,600	411,600		
	134	319,900	411,800		
	135	320,100	412,000		
	136	320,400	412,100		
	137	320,700	412,300		
	138	320,900	412,500		
	139	321,100	412,700		
	140	321,400	412,800		
	141	321,600	413,000		
	142	321,800	413,200		
	143	322,000	413,400		
	144	322,200	413,500		
	145	322,400	413,700		
	146	322,700			
	147	323,000			
	148	323,300			
	149	323,400			
	150	323,600			
	151	323,800			
	152	324,000			
	153	324,100			
再任用 職員		232,800	270,800	327,200	410,900

備考 この表は、岡山市立高等学校に勤務する実習助手に適用する。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	148,400	163,600	270,300	386,400
	2	149,900	165,500	273,000	387,900
	3	151,300	167,600	275,600	389,500
	4	152,800	169,800	278,200	390,900
	5	154,400	171,700	280,500	392,500
	6	156,100	173,800	283,200	394,000
	7	157,900	175,900	285,800	395,500
	8	159,700	178,100	288,500	397,000
	9	161,400	180,300	291,100	398,300
	10	163,500	183,000	293,800	399,700
	11	165,300	185,600	296,500	400,800
	12	167,300	188,300	299,200	402,200
	13	169,300	191,000	301,700	403,400
	14	171,400	192,700	303,900	404,800
	15	173,500	194,300	306,000	406,000
	16	175,600	195,900	308,100	407,400
	17	177,900	197,400	310,200	408,500
	18	180,400	199,100	312,500	409,800
	19	182,800	200,600	314,500	410,900
	20	185,200	202,300	316,600	412,300
	21	187,700	203,900	318,800	413,400
	22	189,300	205,600	320,900	414,700
	23	190,800	207,400	323,000	415,800
	24	192,500	209,300	325,100	417,200
	25	193,800	210,700	327,200	418,300
	26	195,300	212,700	329,000	419,500
	27	196,800	214,500	330,600	420,600
	28	198,300	216,400	332,500	421,900
	29	199,800	218,100	334,100	422,900
	30	201,400	220,600	335,900	424,000
	31	203,000	223,200	337,500	425,000
	32	204,700	225,800	339,300	426,000
	33	205,800	228,200	340,900	427,200
	34	207,500	230,600	342,600	427,700
	35	209,100	233,300	344,300	428,300
	36	210,700	235,900	345,900	428,900
	37	212,100	238,300	347,500	429,500
	38	213,700	240,800	349,000	
	39	215,200	243,400	350,500	
	40	216,900	245,800	352,000	
	41	218,300	248,300	353,400	
	42	219,800	250,600	355,000	
	43	221,200	252,900	356,500	
	44	222,800	255,100	357,900	
	45	224,500	257,300	359,300	
	46	225,900	259,600	360,700	
	47	227,300	261,800	362,300	
	48	228,800	264,100	363,700	
	49	230,200	266,200	365,100	
	50	231,700	268,500	366,600	
	51	233,200	270,700	367,900	
	52	234,500	273,000	369,300	
	53	235,600	275,000	370,800	
54	237,100	277,400	372,100		

55	238,500	279,600	373,300
56	240,000	281,600	374,700
57	241,300	283,600	376,000
58	242,400	286,200	377,200
59	243,600	288,700	378,500
60	244,900	291,300	379,900
61	246,100	293,600	381,100
62	247,400	296,000	382,400
63	248,500	298,300	383,700
64	249,700	300,700	385,000
65	250,700	303,000	386,000
66	252,300	305,000	387,200
67	253,800	307,000	388,300
68	255,200	309,200	389,500
69	256,700	311,400	390,300
70	258,100	313,400	391,500
71	259,600	315,500	392,500
72	261,000	317,500	393,700
73	262,300	319,600	394,700
74	263,500	321,500	395,300
75	264,600	323,700	396,000
76	265,800	325,800	396,800
77	267,200	327,600	397,500
78	268,300	329,400	398,200
79	269,500	331,100	398,900
80	270,600	333,000	399,600
81	271,800	334,700	400,000
82	272,800	336,200	400,700
83	274,000	338,000	401,200
84	275,100	339,800	401,900
85	276,100	341,100	402,400
86	277,000	342,800	403,000
87	278,000	344,300	403,500
88	279,000	345,800	404,100
89	279,900	347,500	404,600
90	280,700	348,800	405,100
91	281,600	350,000	405,600
92	282,400	351,400	405,900
93	282,900	352,600	406,100
94	283,700	353,900	
95	284,500	355,000	
96	285,100	356,300	
97	286,000	357,700	
98	286,800	358,800	
99	287,400	359,700	
100	288,200	360,700	
101	288,900	361,900	
102	289,400	363,000	
103	289,900	364,100	
104	290,300	365,000	
105	290,800	365,900	
106	291,200	366,900	
107	291,600	367,800	
108	291,900	368,800	
109	292,100	369,600	
110	292,500	370,500	
111	292,900	371,500	
112	293,300	372,500	
113	293,400	373,300	

	114	293,700	374,100		
	115	294,000	375,000		
	116	294,300	375,700		
	117	294,600	376,600		
	118	294,900	377,400		
	119	295,100	378,200		
	120	295,300	378,900		
	121	295,500	379,700		
	122	295,800	380,400		
	123	296,100	381,100		
	124	296,400	381,900		
	125	296,500	382,500		
	126		383,100		
	127		383,600		
	128		384,300		
	129		384,900		
	130		385,500		
	131		386,000		
	132		386,700		
	133		387,000		
	134		387,600		
	135		388,000		
	136		388,600		
	137		388,800		
	138		389,400		
	139		389,900		
	140		390,400		
	141		390,600		
	142		391,100		
	143		391,600		
	144		392,100		
	145		392,300		
	146		392,600		
	147		392,900		
	148		393,200		
	149		393,300		
	150		393,600		
	151		393,900		
	152		394,200		
	153		394,300		
	154		394,600		
	155		394,900		
	156		395,200		
	157		395,300		
再任用 職員		224,000	267,400	320,700	400,800

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

ウ 保育幼児教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	138,900	229,000	264,900	289,800	318,200	361,800
	2	140,100	230,900	266,700	291,800	320,500	364,300
	3	141,400	232,600	268,400	293,700	322,700	366,800
	4	142,700	234,400	270,200	295,700	324,900	369,300
	5	144,000	236,000	272,200	297,500	327,100	371,800
	6	145,300	237,900	274,000	299,500	329,100	374,200
	7	146,600	239,700	275,800	301,400	331,300	376,800
	8	147,900	241,400	277,600	303,300	333,300	379,200
	9	149,300	242,800	279,600	305,200	335,600	381,600
	10	150,700	244,400	281,400	307,400	337,700	384,300
	11	152,100	246,000	283,200	309,600	339,800	386,800
	12	153,400	247,700	284,900	311,900	341,900	389,500
	13	154,700	249,300	286,800	313,900	343,800	391,900
	14	156,200	251,000	288,900	316,000	345,900	394,100
	15	157,700	252,600	291,000	318,100	347,900	396,400
	16	159,100	254,300	292,900	320,300	349,900	398,700
	17	160,500	256,100	295,000	322,400	351,900	400,800
	18	162,500	257,900	297,100	324,400	353,900	402,800
	19	164,500	259,600	299,100	326,400	355,900	404,900
	20	166,600	261,300	301,100	328,300	357,700	406,700
	21	168,500	263,100	303,100	330,400	359,700	408,800
	22	170,500	264,800	305,100	332,300	361,500	410,700
	23	172,600	266,500	307,200	334,400	363,500	412,600
	24	174,800	268,200	309,200	336,500	365,400	414,600
	25	177,000	270,000	311,100	338,200	367,300	416,400
	26	179,600	271,700	313,200	340,100	369,300	417,900
	27	182,200	273,300	315,200	342,000	371,200	419,500
	28	184,800	275,000	317,200	344,000	373,100	421,000
	29	187,500	276,700	319,100	345,800	374,900	422,500
	30	190,000	278,600	321,200	347,600	376,700	423,800
	31	192,400	280,400	323,300	349,400	378,600	425,000
	32	194,700	282,300	325,200	351,300	380,400	426,200
	33	197,100	284,200	327,000	353,000	382,000	427,300
	34	199,600	286,000	329,000	354,800	383,700	428,600
	35	201,900	287,900	331,000	356,400	385,400	429,900
	36	204,300	289,800	333,000	358,200	387,000	430,900
	37	206,500	291,500	334,800	359,900	388,300	432,100
	38	208,900	293,300	336,700	361,200	389,500	433,000
	39	211,200	295,200	338,700	362,700	390,600	433,900
	40	213,500	297,000	340,700	364,000	391,800	434,800
	41	215,800	298,700	342,400	365,500	393,000	435,300
	42	218,100	300,600	344,200	366,600	394,200	436,100
	43	220,300	302,300	346,100	367,800	395,300	436,800
	44	222,600	304,100	348,000	369,000	396,500	437,500
	45	224,600	305,800	349,500	369,700	397,300	438,100
	46	226,800	307,600	351,100	370,600	398,000	438,900
	47	228,800	309,400	352,700	371,400	398,700	439,600
	48	230,900	311,100	354,200	372,200	399,400	440,300
	49	232,700	312,800	355,800	373,200	400,100	440,700
	50	234,500	314,600	357,000	374,000	400,700	441,100
	51	236,300	316,400	358,100	374,800	401,400	441,500
	52	238,100	318,100	359,300	375,500	402,100	441,900
	53	239,900	319,700	360,000	376,300	402,800	442,000
54	241,700	321,400	361,100	377,000	403,500	442,500	

55	243,500	323,100	362,100	377,700	404,200	442,900
56	245,200	324,700	363,200	378,400	404,800	443,200
57	246,900	326,300	364,300	379,000	405,300	443,400
58	248,700	327,900	365,400	379,700	406,000	444,000
59	250,400	329,500	366,500	380,300	406,600	444,500
60	252,000	331,000	367,600	380,900	407,300	445,000
61	253,800	332,300	368,600	381,300	407,800	445,200
62	255,400	333,800	369,600	382,000	408,500	445,600
63	256,900	335,300	370,600	382,700	409,100	446,000
64	258,400	336,600	371,500	383,400	409,700	446,400
65	260,000	338,000	372,200	383,800	410,100	446,500
66	261,200	339,200	373,000	384,500	410,700	
67	262,400	340,400	373,900	385,000	411,300	
68	263,700	341,600	374,600	385,700	411,700	
69	264,800	342,500	375,300	386,100	411,900	
70	266,000	343,400	376,000	386,800	412,500	
71	267,200	344,400	376,700	387,400	413,100	
72	268,400	345,400	377,400	388,000	413,700	
73	269,600	346,300	378,000	388,500	413,800	
74	270,800	347,100	378,700	389,200	414,300	
75	272,000	347,900	379,300	389,800	414,700	
76	273,100	348,700	380,000	390,400	415,200	
77	274,200	349,400	380,500	390,800	415,300	
78	275,200	350,100	381,100	391,500	415,700	
79	276,200	350,800	381,700	392,100	416,100	
80	277,100	351,500	382,400	392,800	416,600	
81	277,800	351,900	382,800	393,200	416,700	
82	278,600	352,600	383,500	393,900	417,200	
83	279,400	353,300	384,100	394,500	417,700	
84	280,200	353,900	384,800	395,100	418,200	
85	281,000	354,400	385,200	395,500	418,300	
86	281,700	355,000	385,900	396,200	418,700	
87	282,400	355,600	386,500	396,800	419,100	
88	283,000	356,200	387,100	397,400	419,500	
89	283,500	356,700	387,400	397,700	419,600	
90	284,200	357,300	388,100	398,300	419,900	
91	284,900	357,900	388,700	398,900	420,300	
92	285,400	358,500	389,400	399,500	420,700	
93	285,900	358,900	389,700	399,600	420,800	
94	286,600	359,500	390,400	400,100		
95	287,200	360,000	391,000	400,700		
96	287,800	360,600	391,700	401,300		
97	288,200	361,000	391,900	401,600		
98	288,800	361,500	392,600	402,200		
99	289,400	362,100	393,300	402,800		
100	290,000	362,700	394,000	403,400		
101	290,400	363,000	394,400	403,700		
102	290,900	363,600	395,100	404,200		
103	291,300	364,100	395,800	404,800		
104	291,700	364,700	396,500	405,400		
105	292,200	365,000	396,900	405,700		
106		365,600	397,600	406,200		
107		366,100	398,200	406,800		
108		366,700	398,900	407,400		
109		367,000	399,300	407,700		
110		367,500	400,000	408,200		
111		368,000	400,600	408,800		
112		368,600	401,300	409,400		
113		368,900	401,700	409,700		

	114		369,500	402,400			
	115		370,100	403,000			
	116		370,600	403,700			
	117		371,000	404,100			
	118		371,600				
	119		372,200				
	120		372,700				
	121		373,100				
	122		373,600				
	123		374,200				
	124		374,700				
	125		375,100				
	126		375,700				
	127		376,300				
	128		376,800				
	129		377,300				
再任用 職員		215,600	255,500	274,900	288,700	314,200	355,500

備考 この表は、幼保連携型認定こども園その他人事委員会規則で定めるものに勤務する園長，副園長，保育教諭その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

別表第3(第3条関係)
医療職給料表
ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	
	36	355,600	424,500	479,400	539,300	
	37	358,000	426,600	481,500	540,900	
	38	360,400	428,600	483,300	542,500	
	39	362,800	430,600	485,100	543,900	
	40	365,200	432,600	486,900	545,500	
	41	367,500	434,600	488,600	547,000	
	42	368,900	436,400	490,400	548,400	
	43	370,400	438,100	492,200	549,800	
	44	371,900	439,900	494,000	551,100	
	45	373,400	441,800	495,600	552,300	
	46	374,800	443,600	497,300	553,300	
	47	376,300	445,400	499,100	554,300	
	48	377,800	447,100	500,900	555,300	
	49	379,100	448,900	502,500	556,300	
	50	380,100	450,600	503,800	557,200	
	51	381,100	452,400	505,100	558,100	
	52	382,100	454,200	506,400	559,000	
	53	383,100	456,100	507,700	559,800	
	54	384,000	457,300	509,000	560,700	
	55	384,900	458,500	510,300	561,600	
	56	385,800	459,700	511,600	562,500	
	57	386,800	460,900	512,600	563,400	
	58	387,700	461,900	513,400	564,300	
	59	388,500	462,900	514,200	565,200	
	60	389,300	463,900	515,000	565,900	
61	390,100	464,700	515,900	566,800		

62	390,600	465,400	516,700	567,700	
63	391,000	466,100	517,600	568,600	
64	391,500	466,800	518,400	569,500	
65	391,800	467,500	519,300	570,400	
66		468,200	520,200		
67		468,900	520,900		
68		469,600	521,800		
69		470,100	522,700		
70		470,800	523,500		
71		471,500	524,400		
72		472,200	525,300		
73		472,600	526,100		
74		473,200	527,000		
75		473,900	527,900		
76		474,600	528,600		
77		475,000	529,400		
78		475,600	530,300		
79		476,200	531,200		
80		476,700	532,100		
81		477,300	532,900		
82		477,800	533,800		
83		478,300	534,700		
84		478,800	535,600		
85		479,200	536,400		
86		479,800	537,300		
87		480,200	538,200		
88		480,700	539,100		
89		481,200	539,900		
90		481,800			
91		482,400			
92		482,800			
93		483,300			
94		483,900			
95		484,500			
96		485,100			
97		485,600			
再任用 職員	295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,900	180,400	214,200	239,800	273,400	320,600	365,800	432,900
	2	144,300	182,000	215,800	241,100	275,600	322,600	368,400	435,300
	3	145,700	183,500	217,200	242,400	277,700	324,800	371,000	437,700
	4	147,100	184,900	218,800	243,700	279,800	326,800	373,700	440,000
	5	148,300	186,300	220,000	244,900	281,900	328,900	376,000	442,300
	6	150,100	187,900	221,400	246,300	284,000	331,100	378,600	444,600
	7	151,700	189,400	222,900	247,500	286,100	333,200	381,200	446,900
	8	153,400	190,900	224,200	248,900	288,200	335,300	383,800	449,100
	9	155,100	192,300	225,700	250,200	290,300	337,100	386,300	451,600
	10	156,800	194,000	227,300	251,600	292,500	339,300	388,700	453,800
	11	158,500	195,600	228,900	252,800	294,400	341,400	391,100	456,000
	12	160,200	197,300	230,400	253,900	296,600	343,500	393,500	458,300
	13	161,700	198,700	231,900	255,100	298,800	345,300	395,700	460,500
	14	163,600	200,200	233,200	256,900	300,900	347,300	397,900	461,700
	15	165,600	201,700	234,500	258,700	302,800	349,400	400,000	462,500
	16	167,500	203,300	235,800	260,400	304,900	351,300	402,100	463,700
	17	169,300	204,700	237,000	261,800	307,000	353,200	404,100	464,800
	18	171,200	206,400	238,300	263,600	309,000	355,300	406,100	465,900
	19	173,100	208,000	239,600	265,500	311,000	357,300	408,100	466,900
	20	175,000	209,600	241,000	267,400	313,000	359,200	410,100	468,000
	21	176,800	210,700	242,300	269,000	315,100	360,900	412,000	469,100
	22	178,300	212,000	243,800	270,800	317,100	362,900	413,600	470,200
	23	179,700	213,400	245,300	272,700	318,900	365,000	415,100	471,200
	24	181,100	214,800	246,700	274,500	320,900	366,900	416,500	472,300
	25	182,600	216,100	248,000	276,500	322,700	368,800	418,100	473,400
	26	184,100	217,500	249,700	278,200	324,700	370,600	419,400	474,500
	27	185,400	218,900	251,400	280,000	326,600	372,500	420,600	475,700
	28	186,800	220,300	253,100	281,900	328,500	374,400	421,900	476,900
	29	188,300	221,700	254,600	283,800	330,300	376,100	423,200	478,200
	30	189,600	223,000	256,400	285,600	332,200	377,800	424,200	479,100
	31	190,800	224,400	258,200	287,500	334,000	379,600	425,300	480,000
	32	192,000	225,900	260,000	289,300	335,700	381,400	426,300	480,800
	33	193,200	227,300	261,300	291,000	337,500	382,800	427,400	481,700
	34	194,600	228,700	263,000	292,800	339,300	384,000	428,400	482,400
	35	195,900	229,900	264,800	294,400	341,200	385,300	429,300	483,100
	36	197,300	231,300	266,600	296,200	342,900	386,500	430,300	483,800
	37	198,300	232,700	268,200	297,700	344,500	387,600	431,200	484,500
	38	199,600	234,100	269,900	299,400	346,200	388,800	431,700	
	39	200,700	235,700	271,400	301,100	347,800	390,000	432,000	
	40	202,000	237,300	273,100	302,700	349,500	391,100	432,400	
	41	202,800	238,600	274,700	304,300	351,000	392,100	432,600	
	42	203,700	240,100	276,400	306,000	352,300	392,900	432,900	
	43	204,700	241,600	278,100	307,700	353,500	393,700	433,200	
	44	205,700	243,000	279,700	309,300	354,800	394,500	433,600	
	45	206,800	244,400	281,200	310,500	356,000	394,900	433,800	
	46	207,600	245,900	282,900	312,100	357,200	395,400	434,100	
	47	208,500	247,500	284,600	313,600	358,300	395,900	434,300	
	48	209,400	249,000	286,300	315,100	359,400	396,400	434,600	
	49	210,300	250,500	287,500	316,600	360,500	397,000	434,800	
	50	211,100	251,900	289,100	317,700	361,500	397,500	435,100	
	51	211,900	253,300	290,700	319,000	362,400	397,900	435,500	
	52	212,600	254,600	292,300	320,300	363,400	398,200	435,900	
	53	213,300	255,800	293,500	321,200	364,200	398,500	436,100	
	54	214,000	257,200	294,900	322,200	365,100	398,900		
	55	214,700	258,500	296,400	323,200	366,000	399,200		
	56	215,500	259,900	297,900	324,300	366,800	399,600		
	57	216,300	260,900	299,200	325,200	367,500	399,900		
	58	217,100	262,100	300,600	326,100	368,300	400,200		
	59	217,900	263,400	302,000	327,000	369,100	400,400		
	60	218,800	264,700	303,200	328,000	369,900	400,800		
	61	219,700	265,600	304,400	328,800	370,400	401,000		
	62	220,700	266,900	305,700	329,500	371,100	401,300		
63	221,600	268,200	307,000	330,200	371,700	401,600			

64	222,700	269,500	308,300	330,900	372,400	401,900		
65	223,300	270,500	309,400	331,500	373,000	402,100		
66	224,200	271,500	310,200	332,200	373,700			
67	225,100	272,600	310,900	332,800	374,300			
68	226,000	273,700	311,700	333,500	374,800			
69	226,600	274,700	312,600	334,100	375,100			
70	227,300	275,800	313,400	334,700	375,500			
71	228,000	276,900	314,200	335,300	375,700			
72	228,600	277,900	315,000	335,900	376,000			
73	229,200	278,700	315,700	336,300	376,400			
74	230,000	279,500	316,300	336,900	376,700			
75	230,700	280,300	316,900	337,500	376,900			
76	231,500	281,000	317,500	338,100	377,100			
77	232,100	281,800	318,100	338,500	377,400			
78	232,700	282,400	318,600	339,000	377,700			
79	233,300	283,000	319,000	339,500	377,900			
80	233,900	283,600	319,500	340,000	378,100			
81	234,300	284,100	320,100	340,400	378,400			
82	234,600	284,600	320,600	340,800	378,600			
83	235,000	285,100	321,100	341,100	378,900			
84	235,400	285,500	321,600	341,500	379,200			
85	235,800	285,900	322,100	341,700	379,700			
86		286,100	322,500	342,100				
87		286,400	322,800	342,400				
88		286,700	323,200	342,800				
89		287,100	323,600	343,200				
90		287,400	324,000	343,600				
91		287,700	324,400	343,900				
92		288,000	324,800	344,300				
93		288,300	325,300	344,700				
94		288,600	325,700	345,100				
95		288,900	326,000	345,400				
96		289,200	326,400	345,800				
97		289,600	326,500	346,200				
98		289,800	326,800	346,400				
99		290,100	327,100	346,600				
100		290,400	327,500	346,800				
101		290,800	327,600	347,100				
102		291,100	327,900	347,300				
103		291,400	328,200	347,500				
104		291,700	328,600	347,700				
105		292,000	328,700	348,000				
106			329,100					
107			329,400					
108			329,800					
109			330,000					
110			330,300					
111			330,700					
112			331,100					
113			331,300					
再任用 職員	186,000	209,200	240,700	252,900	278,500	318,900	360,900	422,200

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,900	182,800	229,200	251,700	279,000	323,700	368,600
	2	157,300	184,800	230,700	252,700	281,000	325,900	371,300
	3	158,800	186,900	232,300	253,800	282,900	327,900	373,900
	4	160,100	189,000	233,800	254,800	284,900	330,100	376,500
	5	161,500	191,100	235,200	255,600	286,600	332,100	379,000
	6	163,000	193,300	236,500	256,800	288,400	334,200	381,500
	7	164,500	195,500	237,800	257,900	290,200	336,300	383,800
	8	166,000	197,800	239,100	259,100	292,100	338,300	386,300
	9	167,300	200,000	240,200	260,100	293,900	340,300	388,400
	10	168,900	201,300	241,400	261,100	295,800	342,400	390,800
	11	170,500	202,600	242,600	262,400	297,700	344,300	393,000
	12	172,100	204,000	243,700	263,800	299,500	346,400	395,400
	13	173,600	205,200	244,800	265,200	301,200	348,300	397,700
	14	175,600	206,700	245,900	266,800	302,800	350,400	399,700
	15	177,500	208,100	246,900	268,300	304,600	352,300	401,900
	16	179,500	209,500	248,000	269,800	306,400	354,400	404,100
	17	181,700	210,700	248,800	271,300	308,100	356,500	406,200
	18	183,800	212,200	250,000	272,800	309,800	358,500	408,200
	19	185,800	213,600	251,100	274,200	311,400	360,500	410,400
	20	187,900	215,100	252,300	275,700	313,000	362,500	412,500
	21	190,000	216,300	253,300	277,300	314,600	364,700	414,400
	22	192,100	217,900	254,600	278,700	316,200	366,900	416,000
	23	194,100	219,500	256,000	280,200	317,700	368,900	417,600
	24	196,300	221,200	257,400	281,800	319,200	371,100	419,300
	25	198,200	222,300	258,900	283,100	320,700	372,900	420,900
	26	199,500	223,700	260,400	284,900	322,200	374,900	422,300
	27	200,700	225,100	261,900	286,600	323,700	376,800	423,600
	28	201,900	226,600	263,400	288,300	325,200	378,700	424,900
	29	202,900	228,200	264,900	289,800	326,800	380,600	426,000
	30	204,200	229,500	266,400	291,500	328,300	382,500	427,300
	31	205,400	230,800	268,000	293,100	329,900	384,300	428,500
	32	206,700	232,000	269,600	294,700	331,500	386,200	429,600
	33	207,800	233,300	271,100	296,100	332,900	387,800	430,800
	34	209,000	234,500	272,500	297,700	334,400	389,600	432,100
	35	210,200	235,700	273,900	299,200	336,000	391,400	433,400
	36	211,500	236,800	275,400	300,800	337,500	393,000	434,700
	37	212,700	238,000	277,000	302,200	339,200	394,800	435,900
	38	214,100	239,000	278,400	303,700	340,800	396,400	437,100
	39	215,400	240,100	279,800	305,300	342,200	397,900	438,200
	40	216,700	241,200	281,300	306,900	343,800	399,400	439,400
	41	217,500	242,100	282,800	308,200	345,400	400,900	440,400
	42	218,600	243,200	284,300	309,600	347,000	402,300	441,000
	43	219,800	244,200	285,900	311,100	348,500	403,700	441,500
	44	221,000	245,300	287,400	312,400	350,100	405,000	442,200
	45	222,200	246,300	288,700	313,900	351,500	406,000	442,800
	46	223,400	247,700	290,100	315,400	352,900	407,300	443,300
	47	224,700	249,000	291,600	316,900	354,400	408,600	443,900
	48	226,000	250,400	293,100	318,200	355,800	409,900	444,600
	49	227,100	251,800	294,400	319,300	357,300	411,100	445,300
	50	228,300	253,300	295,700	320,700	358,500	412,400	445,800
	51	229,500	254,500	297,100	322,000	359,900	413,500	446,300
	52	230,500	255,900	298,400	323,300	361,300	414,700	446,800
	53	231,700	257,300	299,700	324,800	362,700	415,800	447,400
	54	232,800	258,900	301,100	326,100	363,900	417,000	447,800
	55	233,900	260,500	302,400	327,500	365,100	418,100	448,300
	56	235,000	261,900	303,600	328,800	366,300	419,100	448,800
	57	236,100	263,400	305,000	330,000	367,300	420,100	449,400
	58	237,200	265,000	306,400	331,400	368,300	420,600	
	59	238,100	266,500	307,800	332,700	369,300	421,100	
	60	239,300	268,100	309,100	334,000	370,300	421,700	
	61	240,400	269,600	310,100	335,100	371,100	422,300	
	62	241,600	271,000	311,300	336,400	371,800	422,700	
63	242,900	272,400	312,600	337,600	372,600	423,300		

64	244,200	273,900	313,900	338,900	373,400	423,900
65	245,400	275,400	315,100	340,100	374,100	424,400
66	246,600	276,900	316,400	341,300	374,500	424,900
67	247,900	278,400	317,700	342,300	375,000	425,400
68	249,300	279,700	318,900	343,500	375,500	425,900
69	250,300	280,900	319,900	344,500	375,900	426,400
70	251,600	282,400	321,100	345,600	376,300	
71	252,900	283,900	322,300	346,600	376,700	
72	254,000	285,300	323,400	347,700	377,100	
73	255,400	286,400	324,600	348,600	377,500	
74	256,700	287,800	325,700	349,700	377,800	
75	257,900	289,200	326,900	350,700	378,000	
76	259,200	290,600	328,000	351,700	378,200	
77	260,200	291,800	329,200	352,600	378,500	
78	261,400	293,100	330,400	353,400	378,700	
79	262,600	294,400	331,500	354,200	378,900	
80	263,900	295,500	332,700	355,000	379,200	
81	264,900	296,600	333,800	355,600	379,400	
82	265,900	297,800	334,900	356,100	379,600	
83	267,000	299,100	335,900	356,700	379,900	
84	268,100	300,400	337,000	357,300	380,200	
85	268,900	301,300	337,900	357,900	380,400	
86	270,000	302,400	338,900	358,400	380,700	
87	271,000	303,500	339,900	359,000	381,000	
88	272,100	304,700	340,900	359,600	381,300	
89	273,000	306,000	342,000	360,000	381,500	
90	274,000	307,100	342,800	360,600	381,800	
91	275,000	308,300	343,500	361,000	382,100	
92	276,000	309,500	344,200	361,500	382,400	
93	276,800	310,600	344,900	362,000	382,800	
94	277,800	311,400	345,600	362,200		
95	278,600	312,200	346,300	362,400		
96	279,500	313,000	347,000	362,600		
97	280,600	313,600	347,400	363,000		
98	281,500	314,200	347,900	363,200		
99	282,400	314,900	348,400	363,500		
100	283,300	315,600	348,900	363,900		
101	283,900	316,100	349,400	364,100		
102	284,700	316,700	349,900	364,300		
103	285,400	317,300	350,200	364,500		
104	286,100	317,900	350,600	364,700		
105	286,800	318,300	351,100	365,000		
106	287,300	318,800	351,500	365,200		
107	287,800	319,200	351,900	365,400		
108	288,300	319,700	352,400	365,600		
109	288,800	320,100	352,900	365,900		
110	289,200	320,500	353,300	366,100		
111	289,600	320,900	353,800	366,300		
112	290,000	321,200	354,300	366,500		
113	290,200	321,600	354,800	366,800		
114	290,600	322,000	355,300			
115	291,000	322,400	355,800			
116	291,400	322,700	356,200			
117	291,700	322,900	356,500			
118	292,100	323,300	357,000			
119	292,500	323,700	357,500			
120	292,900	324,100	358,000			
121	293,200	324,200	358,400			
122	293,600	324,600	358,900			
123	294,000	325,000	359,300			
124	294,300	325,400	359,800			
125	294,400	325,600	360,100			
126	294,800	325,900				
127	295,200	326,200				
128	295,600	326,400				
129	295,700	326,700				
130	296,100	327,000				
131	296,500	327,300				

132	296,900	327,700						
133	297,000	328,000						
134	297,400	328,300						
135	297,800	328,700						
136	298,200	329,100						
137	298,300	329,400						
138	298,700	329,800						
139	299,100	330,200						
140	299,500	330,600						
141	299,600	330,900						
142	300,000	331,200						
143	300,300	331,600						
144	300,600	332,000						
145	300,800	332,300						
146	301,000	332,700						
147	301,300	333,100						
148	301,600	333,500						
149	301,800	333,800						
150	302,100	334,200						
151	302,400	334,500						
152	302,700	334,900						
153	303,000	335,200						
154	303,300							
155	303,600							
156	303,900							
157	304,300							
158	304,600							
159	304,900							
160	305,200							
161	305,600							
162	305,900							
163	306,200							
164	306,500							
165	306,900							
166	307,200							
167	307,500							
168	307,800							
169	308,100							
再任用 職員		232,000	252,400	259,700	268,600	285,300	322,200	366,700

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師
その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第3の2（第3条の4関係）

等級別基準職務表

ア 行政職給料表 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 消防士の職務
2級	1 主任の職務 2 消防士長の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務
3級	1 副主査の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士長の職務
4級	1 係長又は主査の職務 2 消防司令補の職務
5級	1 課長補佐又は室長の職務 2 消防司令の職務
6級	1 課長又は課長代理の職務 2 消防司令長の職務
7級	1 審議監，次長又は室長の職務 2 消防正監又は消防監の職務
8級	1 理事，局長又は会計管理者の職務 2 消防司監の職務

イ 教育職給料表（1） 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	助教諭，養護助教諭又は実習助手の職務
2級	教諭，養護教諭又は実習教諭の職務
3級	教頭の職務
4級	校長の職務

ウ 教育職給料表（２） 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	教諭又は養護教諭の職務
3 級	園長又は園長代理の職務
4 級	困難な業務を所掌する園長の職務

エ 保育幼児教育職給料表 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	保育教諭の職務
2 級	主任保育教諭の職務
3 級	統括主任保育教諭の職務
4 級	園長又は副園長の職務
5 級	相当困難な業務を所掌する園長又は困難な業務を処理する副園長の職務
6 級	困難な業務を所掌する園長の職務

オ 医療職給料表（１） 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	副主査の職務
2 級	1 課長補佐又は室長の職務 2 高度の知識経験に基づく業務を行う副主査の職務
3 級	1 課長又は課長代理の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又は室長の職務
4 級	1 審議監，次長，室長又は保健所長の職務 2 困難な業務を所掌する課長又は課長代理の職務
5 級	困難な業務を所掌する保健所長の職務

カ 医療職給料表（２） 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	栄養技師，理学療法士，作業療法士，歯科衛生士，診療放射線技師又

	は臨床検査技師の職務
2級	<ul style="list-style-type: none"> 1 獣医師又は薬剤師の職務 2 相当の経験を必要とする業務を行う栄養技師，理学療法士，作業療法士，歯科衛生士，診療放射線技師又は臨床検査技師の職務
3級	<ul style="list-style-type: none"> 1 困難な業務を行う獣医師又は薬剤師の職務 2 経験を必要とする業務を行う栄養技師，理学療法士，作業療法士，歯科衛生士，診療放射線技師又は臨床検査技師の職務
4級	主任獣医師，主任薬剤師，主任栄養技師，主任理学療法士，主任作業療法士，主任歯科衛生士，主任診療放射線技師又は主任臨床検査技師の職務
5級	<ul style="list-style-type: none"> 1 係長又は主査の職務 2 副主査獣医師，副主査薬剤師，副主査栄養技師，副主査理学療法士，副主査作業療法士，副主査歯科衛生士，副主査診療放射線技師又は副主査臨床検査技師の職務 3 困難な業務を処理する主任獣医師，主任薬剤師，主任栄養技師，主任理学療法士，主任作業療法士，主任歯科衛生士，主任診療放射線技師又は主任臨床検査技師の職務
6級	<ul style="list-style-type: none"> 1 課長補佐又は室長の職務 2 困難な業務を処理する係長又は主査の職務 3 困難な業務を処理する副主査獣医師，副主査薬剤師，副主査栄養技師，副主査理学療法士，副主査作業療法士，副主査歯科衛生士，副主査診療放射線技師又は副主査臨床検査技師の職務 4 特に困難な業務を処理する主任獣医師，主任薬剤師，主任栄養技師，主任理学療法士，主任作業療法士，主任歯科衛生士，主任診療放射線技師又は主任臨床検査技師の職務
7級	課長又は課長代理の職務
8級	審議監，次長又は室長の職務

キ 医療職給料表（3） 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	保健技師，看護師又は准看護師の職務
2 級	相当高度の知識経験を必要とする業務を行う保健技師，看護師又は准看護師の職務
3 級	高度の知識経験を必要とする業務を行う保健技師，看護師又は准看護師の職務
4 級	主任保健技師，主任看護師又は主任准看護師の職務
5 級	1 係長又は主査の職務 2 副主査保健技師，副主査看護師又は副主査准看護師の職務 3 困難な業務を処理する主任保健技師，主任看護師又は主任准看護師の職務
6 級	1 課長補佐又は室長の職務 2 困難な業務を処理する係長又は主査の職務
7 級	課長又は課長代理の職務

別表第 4 を次のように改める。

別表第4（第14条の3関係）

組織の区分	支給の区分	職員	
		職の区分	職制上の段階
市長の事務部局	1種	行政職	局長級の職務にある者のうち理事
議会の事務部局	2種	行政職	局長級の職務にある者のうち局長相当職
選挙管理委員会の事務部局	3種	行政職	審議監・次長級の職務にある者
		医療職（1）	審議監・次長級の職務にある者
		医療職（2）	審議監・次長級の職務にある者
局	4種	行政職	課長級の職務にある者
人事委員会の事務部局		教育職（2）	園長（課長）級の職務にある者
農業委員会の事務部局		保育幼児教育職	課長級の職務にある者
教育委員会の事務部局		医療職（1）	課長級の職務にある者
		医療職（2）	課長級の職務にある者
消防職員		2種	行政職
	教育職（2）		園長（課長補佐）級の職務にある者
	保育幼児教育職		課長補佐級の職務にある者
	医療職（1）		課長補佐級の職務にある者
	医療職（2）		課長補佐級の職務にある者
消防職員	3種	行政職	課長補佐級の職務にある者
		教育職（2）	園長（課長補佐）級の職務にある者
		保育幼児教育職	課長補佐級の職務にある者
		医療職（1）	課長補佐級の職務にある者
消防職員	4種	行政職	課長補佐級の職務にある者
		教育職（2）	園長（課長補佐）級の職務にある者
		保育幼児教育職	課長補佐級の職務にある者
消防職員	5種	医療職（1）	課長補佐級の職務にある者
		医療職（2）	課長補佐級の職務にある者

(岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「には」の次に「、平成28年3月31日までの間」を加える。

(岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「ものとする。）」の次に「に700円を加えた額」を加える。

第5条 岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「ものとする。）」の次に「に700円を加えた額」を加える。

第6条 岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「ものとする。）」の次に「に700円を加えた額」を加える。

(市長、副市長等の給与に関する条例の一部改正)

第7条 市長、副市長等の給与に関する条例（昭和26年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第8条 市長、副市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第9条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第10条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100

分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第11条 岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和42年市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第11条の2中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成13年市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第15条中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成20年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市職員の給与に関する条例第3条第1項第2号に次のように加える改

正規定及び同条例別表第1から別表第4までの改正規定（別表第2ウ保育幼児教育職給料表及び別表第4に係る部分に限る。）並びに第13条の規定 平成28年1月1日

(2) 第2条, 第8条及び第10条から第12条までの規定 平成28年4月1日

- 2 第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（第3条第1項第2号, 第19条第2項, 別表第2ウ保育幼児教育職給料表及び別表第4を除く。）は, 平成27年4月1日から適用し, 改正後の給与条例第19条第2項の規定は, 平成27年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定に該当する職員については, 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間, 同項の規定により支給する額を給料として支給する。
- 4 第4条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例, 第5条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び第6条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下「改正後の給与3条例」という。）の規定は, 平成27年4月1日から適用する。
- 5 第7条の規定による改正後の市長, 副市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等の給与条例」という。）及び第9条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員の議員報酬等条例」という。）の規定は, 平成27年12月1日から適用する。

（給与及び議員の期末手当の内払）

- 6 改正後の給与条例, 改正後の給与3条例, 改正後の市長等の給与条例及び改正後の議員の議員報酬等条例（以下「改正後の6条例」という。）の規定を適用する場合においては, 第1条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例, 第4条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例, 第5条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例, 第6条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例, 第7条の規定による改正前の市長, 副市長等の給与に関する条例及び第9条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び議員

の期末手当は、改正後の6条例の規定による給与及び議員の期末手当の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

7 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が別に定める職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

10 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(その他)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

人事委員会勧告等に伴い、職員の給与改定等を実施するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。